

第五次国土利用計画（長野県計画）

～持続可能で安全・豊かな県土を目指して～

平成 28 年 9 月

長 野 県

〔目次〕

はじめに	1
第1 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土利用の基本方針	2
(1) 県土の特性	2
(2) 県土利用をめぐる基本的条件	2
(3) 本計画が取り組むべき課題	4
(4) 県土利用の基本方針	6
2 地域類型別の県土利用の基本方向	9
(1) 都市	9
(2) 農山村	10
(3) 自然維持地域	11
3 利用区分別の県土利用の基本方向	11
(1) 農地	11
(2) 森林	12
(3) 原野等	12
(4) 水面・河川・水路	13
(5) 道路	13
(6) 宅地	14
(7) その他の土地利用	15
第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	16
1 県土の利用区分ごとの規模の目標	16
2 地域別の概要	19
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	21
1 土地利用関連法制等の適切な運用	21
2 県土の保全と安全性の確保	21
(1) 本県の自然条件に対応した防災・減災対策	21
(2) 総合的な治水対策	21
(3) 災害に強い森林づくり	21
(4) 県土の安全性の向上	22
3 持続可能な県土の管理	22
(1) 都市の集約化	22
(2) 「小さな拠点」の形成	22
(3) 優良農地の確保・農業振興	22
(4) 持続的な森林管理・林業振興	23
(5) 健全な水循環の維持又は回復	23
(6) 美しい景観の保全・再生・創出	23

4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	24
(1)	多様な自然環境の保全	24
(2)	生物多様性の確保	24
(3)	観光・地域産業の振興	24
(4)	地球温暖化対策の推進	25
(5)	生活環境の保全	25
(6)	資源循環型社会の形成	25
(7)	環境影響評価等の推進	25
5	土地の有効利用の促進	26
(1)	農地	26
(2)	森林	26
(3)	水面・河川・水路	26
(4)	道路	26
(5)	住宅地	26
(6)	工業用地	27
(7)	その他の宅地	27
(8)	低・未利用地	27
6	土地利用転換の適正化	28
(1)	土地利用の転換	28
(2)	農地の利用転換	28
(3)	森林の利用転換	28
(4)	大規模な土地利用転換	28
(5)	混在地における土地利用転換	29
(6)	リニア中央新幹線長野県（仮称）駅周辺の整備	29
7	県土に関する調査の推進	29
8	計画の効果的な推進	29
9	県土の県民的経営の推進	29
	おわりに	30

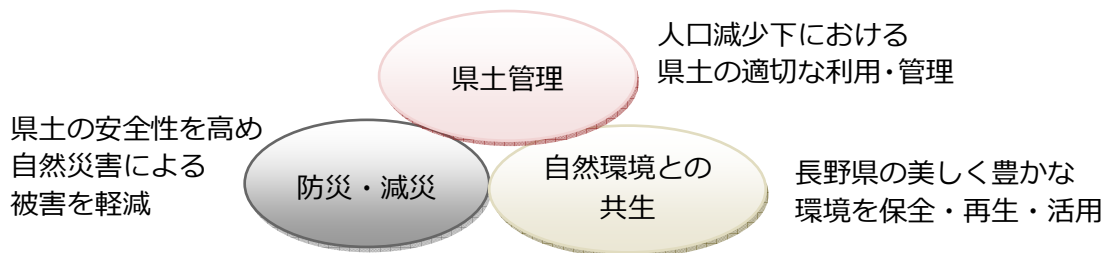
はじめに

1 計画改定の趣旨

県土は県民のための限られた資源であるとの観点から、国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきました。こうした役割は今後とも一定程度必要であるものの、本格的な人口減少社会を迎え、土地需要が減少する時代においては、県土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、県土利用の質的向上を図る視点がより重要となっており、国土利用計画の役割が大きな転換点を迎えています。

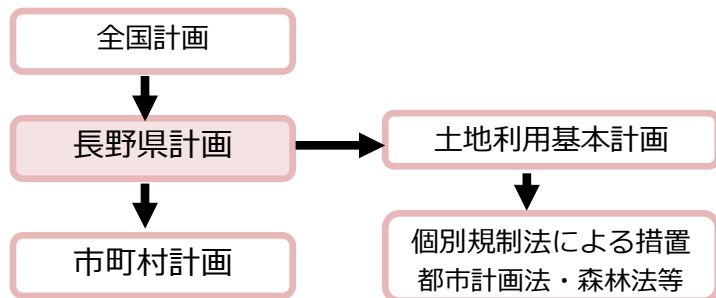
今後は、人口減少下における県土の利用・管理のあり方を県民と明らかにしていくとともに、土地需要が減少することを踏まえて自然環境の再生・活用や安全な県土利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが国土利用計画の重要な役割となります。

このため、本計画では、県土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する県土利用を目指します。



2 計画の性格

本計画は、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び長野県土地利用基本計画の基本となるものです。



3 計画の期間

平成 24 年（2012 年）を基準年次とし、平成 37 年（2025 年）を目標年次とします。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土の特性

長野県は、本州の中央部に位置し、面積は全国第4位の13,562k㎡を有しています。

その地勢は、糸魚川－静岡構造線や中央構造線のほか多くの活断層が走り、地形・地質は複雑で平野部は少ないものの、県土の四方を囲む「日本の屋根」と呼ばれる3,000m級の雄大な山々、県土面積の約8割を占める広大な森林、これらを源にして流れ出る多くの河川など、「天賦(てんぷ)」ともいふべき美しく豊かな自然環境や景観に恵まれています。

また、清らかな水をはぐくむ上流水源県であり、県民のみならず下流域の住民生活や産業に豊かな水資源をもたらしています。

さらには、首都圏・中京圏から200km圏内であるため多くの人々がアクセスしやすく、広大な県土の盆地や谷ごとに個性的な伝統文化が育まれるなど魅力にあふれ、移住先として人気は常に全国上位にあります。

県土の利用に当たっては、こうした県土の特性を踏まえ、美しく豊かな自然環境を保全・再生・活用しながら、安全で豊かな県土づくりを実現していく必要があります。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件

今後、県土を利用するに当たっては、次のような基本的条件を考慮する必要があります。

ア 本格的な人口減少社会の到来

- 本県の人口は、平成12年の約222万人をピークに減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成37年には約194万人になり、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づき人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。

年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。

- 平成16年と平成25年における農地及び森林から宅地等への土地利用転換については、農地転用面積は約490haだったものが約330haに減少、また、林地開発許可等面積は約40haだったものが約15haに減少しており、県全体として土地需要が減少している傾向がみられます。

(県農政部及び林務部調べ)

- 今後、土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など、一部では増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展により全体として更に減少していくことが想定され、その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増加等が懸念されます。

また、中山間地域では、不在村化の進行等により、手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加し、円滑な土地利用に支障をきたすことも懸念されています。

このため、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となります。

イ 自然環境等の悪化

- 人口減少・高齢化による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大等に加え、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失が懸念されています。
- また、地球温暖化に伴う気候変動により、今後、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。
- このような自然環境の悪化や生物多様性の損失が、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化を通じて、食料の安定供給や水源涵養、県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に及ぼす影響が懸念されます。

ウ 相次ぐ自然災害の発生

- 本県は、複雑な地形や脆弱な地質が広く分布しています。平成 23 年の東日本大震災やその翌日の長野県北部の地震、平成 26 年の台風 8 号に伴う南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用面における安全・安心に対する県民意識が高まっています。

(3) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は次のとおりです。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

- 都市では、人口減少の進展により、中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。

農山村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積の減少・管理水準の低下も懸念されています。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられます。

このような県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。

さらに、農山村を中心に、人口流出による所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

- 人口減少・高齢化と経済のグローバル化が進行する中で、地域社会の維持・活性化を図り、豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上、さらには、移住・定住人口の増加に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層進めていくことが必要です。

- 平成 39 年に予定されているリニア中央新幹線の開業は、通勤・通学圏の拡大、交流人口の増加、地域経済の活性化等、様々なメリットが期待されます。

このため、リニア中央新幹線整備がもたらすメリットを広く県内に波及させ、県土の発展や地域振興に着実につなげる取組を、県土利用においても進める必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

- 人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。特に、一度開発された土地については、利用を放棄されても人為的影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があるため、自然の生態系に戻す努力が必要となります。

- 人と自然との関わりの中で育まれた景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間を保全・再生・創出し次世代へ継承するとともに、これらを活用し地域の魅力を高めることが、伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも必要となります。
また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源を積極的に活用し、地域内で経済が循環する自立的な仕組みを構築する取組も必要です。
- 里地里山等においては、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されていることから、自然環境と調和した持続可能な県土利用を進める必要があります。
また、上流水源県として水源地の保全を積極的に図ることも必要です。
- 地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。

ウ 災害に強い県土の構築

- 本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。
また、近年全国的に、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、今後、気候変動によりさらに極端化・頻発化すると予測されています。
さらには、全国的に近年頻発している火山災害により、7つの常時観測火山に関係する本県でも、その対策の必要性が改めて認識されています。
このため、地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導等の取組を進めていくことが必要です。
- 長野県強靱化計画（平成 28 年 3 月 25 日策定）の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」と、7つの基本目標を踏まえ、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を推進していくことが必要です。

(4) 県土利用の基本方針

(3)で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

- 都市的土地利用については、都市のコンパクト化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。
一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、公共サービスのあり方や、公園・農地・森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の実情に応じた対応を進めます。
また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の実情を踏まえ、地域が公共交通ネットワークで結ばれることにより必要な機能を享受する取組を進めます。
- 農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために農地の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。
- 水循環については、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。
再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、地域住民の生活、周辺の土地利用状況、自然環境、景観、災害リスク等に十分に配慮します。
- 土地利用の転換は、復元の困難性に加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行ないます。
また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理できない場合には、所有者以外の者による管理・利用を促進します。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、自然環境の保全・再生を進め、県民の福祉や地域づくりに資する活用を進めます。

- 里地里山等の良好な管理を進め、バイオマス等の再生可能な資源の循環的な利活用に努めるとともに、資源の利活用に係る知恵や技術の継承を図ります。
- 5つの国立公園に代表される自然公園の優れた自然や、農山村の豊かな景観、地域の伝統文化、地場産品等の地域資源を活かし、地域間交流や経済循環を促進するとともに、都市からの移住、二地域居住の増加を図ります。
- 社会資本整備や土地利用において、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、自然環境の有する多様な機能を活用するため、生物の生息・生育の場を提供するグリーンインフラの取組を進めます。
- 美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。
- 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持し、または回復するための取組を促進します。
- 外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動との調和を図ります。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限することが必要です。その際、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や公共施設等について、災害リスクの低い地域へ立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めます。
- 経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを進めるとともに、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上などの取組を通じ、災害に強い県土を構築します。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

自然と調和した防災・減災の促進など複合的な効果をもたらす施策を進め、県土に多面的機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても県土の適切な管理を行います。

また、適切な管理が困難な荒廃農地などは、地域の実情に応じ、森林や

自然環境の再生、希少野生生物の生息地等の新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させないなど、県民にとって最適な県土利用を選択するよう努めます。

オ 多様な主体による県土の県民的経営

県民の社会参加や社会貢献意識の高まり、価値観の多様化等に伴って、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体が、公共・公益的な分野における活動を担いつつあります。

人口減少・高齢化による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、こうした多様な主体による県土管理への直接的・間接的なかわりが期待されています。

そのため、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めます。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

人口減少の進展により、中心市街地では空き家や空き店舗が増加するなど空洞化が進行し、活力の低下がみられます。

一方、郊外部では以前と比べ減少しているものの、住宅や商業施設等の開発がみられます。

こうしたことを踏まえ、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、中心市街地の活性化を図りつつ、環境負荷の小さい安全で暮らしやすい都市を形成するため、地域の実情を踏まえながら、都市のコンパクト化を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

- 既存のインフラストックを有効に活用するとともに、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に進め、都市機能の向上を図ります。また、地域の資源や特性を活かした個性あるまちづくりを進めます。
- 既成市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。
特に、中心市街地では、周囲の環境やまちなみ景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化により、土地の高度利用を図るとともに、低・未利用地や空き家については、地域住民や商店街など多様な主体により、地域の実情に応じてコミュニティ施設や交流施設、福祉施設、日用品販売施設等として有効に利用されるよう取組を進めます。
- 市街化を図る必要のある区域においては、計画的に整備を図ります。
さらに、集約した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市と周辺の農山村との相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。
新たな土地需要には、地域の実情も踏まえながら既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。
- 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。
また、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

- 災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。

また、主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

(2) 農山村

農山村は、豊かな自然、歴史の中ではぐくまれた伝統文化、自然と調和した生活文化等の大切な資源を有する地域であるとともに、農林業生産活動等が行われることを通じて県土保全や水源涵養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。

しかし、人口減少・高齢化等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、農山村の活性化が求められています。

こうしたことを踏まえ、農山村が県民共有の財産であるという認識の下、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を進める必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

- 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備を、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。

生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を促進します。

- 6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興、農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業の創出等の取組により、就業機会の確保を図ります。

また、地方創生の取組を踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・交流を促進します。

- 健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や適切な整備等により、集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。

また、荒廃農地の解消に努め、その有効利用を促進します。

その際、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。

- 人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。
- 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。
- ため池の改修、地すべり対策等の実施により、災害に強い農山村づくりを進めます。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原始的な自然や優れた風景地等を有し、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、自然維持地域における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

- 在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然が失われつつある場合は再生を図ること等により、これらの地域を適正に保全します。
 その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等を防止するとともに、自然環境データの把握に努めます。
 また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 農業生産の効率を高め、農業の担い手を安定的に確保するため、農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地の集積・集約を進めるとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に対し支援し、荒廃農地の発生防止及び解消を促進します。
- 化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境への負荷の低減に配慮した農業生産を進めます。

(2) 森林

- 林産物の供給、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等により多様で健全な森林の整備と保全を図ります。その際、NPOや企業など多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。
- 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全と整備を図ります。
また、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な要請に配慮しつつ適正な利用を図るとともに、野生鳥獣とのすみ分けを促進する緩衝帯の整備を進めます。
- 原生的な森林や希少野生動植物が生息・生育する森林等、自然環境の保全が必要な森林や重要な水源地帯の森林については、適正な維持管理を図ります。

(3) 原野等

- 湿原、水辺植生、在来の野生動植物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野は、生態系や景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が失われつつある場合は再生を促進します。
- その他の原野及び採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

- 河川はん濫地域や土砂災害の危険性のある区域においては、河川や砂防施設等のハード整備のための必要な用地の確保を図ります。

また、被害を最小限に食い止める減災の視点から、河川の水位情報等の提供、土砂災害等のハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の指定による新規住宅の立地抑制等のソフト対策を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を進めます。

さらに、施設の適時・適切な維持管理及び補修・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

- 整備に当たっては、在来の野生動植物の生息・生育に適した良好な水辺空間の確保、親水性、オープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図り、自然環境の保全・再生に配慮します。

(5) 道路

ア 一般道路

- 県内外各地との交流・連携を促進し、県土の有効利用と地域の暮らしや産業を支える基盤整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。また、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

- 高規格幹線道路の整備促進、地域高規格道路の整備に向けた取組等、交流を拡大し地域の活力を創出する交通基盤の整備を図ります。

- 交通渋滞や危険箇所の解消等による物流の円滑化や観光地へのアクセス向上など、本県の経済を支える幹線道路網の構築や快適な暮らしを支える生活道路の整備を進めます。

- 災害時における緊急輸送路の信頼性向上に向けた道路網の構築を図ります。

- 整備に当たっては、生活環境や自然環境に配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全と整備を図ります。

イ 農道及び林道

農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図ります。

なお、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

- 暮らしの豊かさや環境への関心の高まりを踏まえ、ゆとりある住環境づくりを進めるため、長期にわたり使用できる住宅の普及促進や、住宅の耐震性能、断熱性等の環境性能を含めた既存の住宅ストックの質の向上を図ります。

また、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効活用、既存ストックの有効活用を優先しつつ、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、景観等に配慮した良好な住環境が形成されるよう、必要な用地を確保します。

- 特に都市においては、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用により、良質な住宅地を供給するとともに、オープンスペースの確保による安全性の向上を図り、ゆとりある快適な環境の形成を進めます。

イ 工業用地

- 産業構造の変化、成長産業や地域資源を活用した高付加価値産業創出の動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な用地の確保を図ります。その際、環境の保全等に十分配慮するとともに、低・未利用地の有効利用を図ります。

- 工場と住宅が混在する地域においては、計画的な工場の再配置を図ります。

また、移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

- 中心市街地の活性化や良好な環境の形成に配慮しつつ、空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効利用を図ります。その際、高齢化等地域の実情に応じたコミュニティのよりどころとしての交流施設や福祉施設、日用品販売店舗等への活用に配慮します。

- 大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地となるように配慮します。

- 庁舎等の公共施設は、建て替えなどの機会をとらえ、災害リスクに十分配慮しつつ、都市の中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

(7) その他の土地利用

ア 公用・公共用施設用地

- 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮して必要な用地の確保を図ります。
- 施設の整備に当たっては、耐震性等を含めた耐災性の確保と、災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗の再生・活用や街なか立地に配慮します。

イ 低・未利用地

- 都市及びその周辺地域の低・未利用地については、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や指定緊急避難場所等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。
- 荒廃農地については、食料生産を確保し、食料自給率を向上させるため、作付・再生可能なものについては所有者による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農地としての再生・活用を積極的に図ります。
なお、再生困難な荒廃農地については、地域の実情に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を進めます。
- ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響、災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、その用途や撤退時の対応等を含め地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

- 計画の目標年次は平成 37 年とし、基準年次は平成 24 年とします。
- 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 37 年において、それぞれおよそ 194 万人、およそ 76 万世帯と想定します。
- 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の 7 区分とします。
- 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い、定めるものとします。
- 第 1 の「県土の利用に関する基本構想」に基づく平成 37 年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、第 1 表のとおりです。
なお、次の「2 地域別の概要」も含め、以下の数値等については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

(第1表)

利用区分ごとの規模の目標

利用区分	目標面積 (単位: ha)						基本方向 (再掲)
	第五次計画			第四次計画			
	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)	増 (▲減)	平成16年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)	増 (▲減)	
農地	110,900	106,500	▲4,400	114,140	108,300	▲5,840	○食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理 ○担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消等
森林	1,066,700	1,066,700	± 0	1,055,030	1,055,500	470	○森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全 ○原生的な森林や水源林の保全等
原野等	6,620	6,460	▲160	7,620	7,640	20	○貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生 ○採草放牧地等の適正な利用
水面 河川 水路	39,670	39,630	▲40	39,830	39,660	▲170	○ハードとソフトによる総合的な防災・減災対策の推進 ○適切な維持管理、良好な水辺空間の確保等
道路	42,190	43,230	1,040	41,880	45,820	3,940	○幹線道路網の構築、生活道路の整備、適切な維持管理 ○農道・林道の整備、適切な維持管理

利用 区分	目標面積 (単位 : ha)						基本方向 (再掲)	
	第五次計画			第四次計画				
	平成 24 年 (基準年次)	平成 37 年 (目標年次)	増 (▲減)	平成 16 年 (基準年次)	平成 29 年 (目標年次)	増 (▲減)		
宅地	53,330	55,170	1,840	50,420	55,350	4,930	○住宅地、工業用地、 その他の宅地の計	
再 掲	住宅地	32,650	33,760	1,110	30,620	33,390	2,770	○安全性の向上とゆとり ある住環境の形成 ○既存住宅ストックの 質向上、都市におけ る土地利用の高度化
	工業用地	2,710	2,880	170	2,890	2,900	10	○成長産業や高付加価 値産業の集積 ○工場跡地等未利用地 の有効利用
	その他宅地	17,970	18,530	560	16,910	19,060	2,150	○中心市街地の活性化 と良好な環境の形成 ○空き店舗、空き地等 の有効活用
その他	36,790	38,510	1,720	47,280	43,930	▲3,350	○公用・公共用施設用 地の確保 ○低・未利用地の有効 活用	
合 計	1,356,200	1,356,200	0	1,356,200	1,356,200	0		
市街地	17,640	17,470	▲170	17,700	19,290	1,530	○人口集中地区 (再掲)	

2 地域別の概要

- 地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を図ることを目指し、環境の保全に配慮しつつ、地域の特性を生かした土地の有効利用と県土の均衡ある発展を基本とします。
- 地域別の区分は、県土の自然的、社会的、歴史的な過程等から、次の4地域に区分します。
 - ・ 東信地域（佐久・上小地域）
 - ・ 南信地域（諏訪・上伊那・飯伊地域）
 - ・ 中信地域（木曾・松本・大北地域）
 - ・ 北信地域（長野・北信地域）
- 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標は、1に準じて定めています。
- 平成37年の地域別人口は、次のとおり想定します。
 - ・ 東信地域 37万人
 - ・ 南信地域 53万人
 - ・ 中信地域 46万人
 - ・ 北信地域 58万人
- 平成37年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、第2表のとおりです。

(第2表)

地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

利用区分	平成24年(基準年次)					平成37年(目標年次)				
	東信	南信	中信	北信	計	東信	南信	中信	北信	計
農地	27,880	27,500	28,360	27,160	110,900	26,800	26,300	27,000	26,400	106,500
森林	179,700	326,250	379,400	181,350	1,066,700	179,700	326,250	379,400	181,350	1,066,700
原野等	1,730	1,140	1,370	2,380	6,620	1,690	1,110	1,340	2,320	6,460
水面 ・河川 ・水路	7,920	11,030	13,540	7,180	39,670	7,910	11,010	13,530	7,180	39,630
道路	9,630	12,210	10,340	10,010	42,190	9,880	12,520	10,590	10,240	43,230
宅地	12,490	14,020	13,550	13,270	53,330	13,000	14,830	14,140	13,200	55,170
住宅地	7,070	8,860	8,200	8,520	32,650	7,340	9,310	8,430	8,680	33,760
工業地	550	1,020	590	550	2,710	560	1,090	660	570	2,880
その他の宅地	4,870	4,140	4,760	4,200	17,970	5,100	4,430	5,050	3,950	18,530
その他	8,250	7,150	5,940	15,450	36,790	8,620	7,280	6,500	16,110	38,510
合計	247,600	399,300	452,500	256,800	1,356,200	247,600	399,300	452,500	256,800	1,356,200
市街地	2,540	4,190	4,440	6,470	17,640	2,540	4,030	4,440	6,460	17,470

- (注) 1 道路は、一般道路、農道、林道である。
- 2 市街地は人口集中地区であり、再掲数値である。平成24年欄の市街地の面積は、平成22年の国勢調査の面積である。
- 3 国土地理院による計測方法の変更により、平成26年10月1日付けで県土面積が1,356,223haから1,356,156haに変更されたが、合計欄は平成24年、平成37年とも1,356,200haとする。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用に加え、県等は各種の規制措置・誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、県及び市町村等の公的主体のほか、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画（全国計画、市町村計画）など、土地利用に関する計画に基づく計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

また、本計画を基本とする長野県土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を進めるため、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

2 県土の保全と安全性の確保

(1) 本県の自然条件に対応した防災・減災対策

- 本県の地形、地質、気象等の自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震、火山噴火、雪崩等による被害防止のために必要な施設整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を進めます。
- より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成・配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を進めます。

(2) 総合的な治水対策

流域の保水・遊水機能を確保するための施設等の整備と適切な維持管理、適切な土地利用等により、総合的な治水対策を進めます。

(3) 災害に強い森林づくり

森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を進めるとともに、山地災害の発生の危険

性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等、災害に強い森林づくりを進めます。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

(4) 県土の安全性の向上

県土の安全性を高めるため、住宅・建築物の耐震化、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機能の強化、市街地における公園・街路等の活用による指定緊急避難場所・避難路の整備とオープンスペースの確保及び道路の無電柱化等の対策を進めます。

3 持続可能な県土の管理

(1) 都市の集約化

都市の集約化に向け、地域の実情に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業など生活サービスを提供する都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等へ誘導し、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークを整備します。

(2) 「小さな拠点」の形成

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域において「小さな拠点」の形成を進めるため、地域の実情に応じ、日常生活に不可欠な施設を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

(3) 優良農地の確保・農業振興

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な保全管理を図ります。
- 農地の有する県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向け、農地の大区画化等による農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に対し支援します。特に、中山間地域等では、地域の多様な農業者の役割分担により相互に支え合う集落営農組織を育成し、地域全体として営農の継続や農地の維持・活用を図ります。
- 新技術の導入による省力化・低コスト化、市場価値の高いオリジナル品種の生産拡大、食の安全と消費者の信頼の確保に応える農産物の安定供給体制の確立、6次産業化、食育・地産地消の推進や農業・農村ビジネスの創造により、農業の雇用と農産物の高付加価値化を促進するとともに、環境と調和した農業生産活動を進めます。

(4) 持続的な森林管理・林業振興

- 持続的な森林管理を行うため、主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等の施業を効率的に行えるよう、小規模な面積の森林の集約化や路網等の基盤整備を促進します。
- 林業を担う人材の育成・確保、生産・加工・流通体制の整備等により、林業・木材生産の経営体制を強化するなど林業の成長産業化を進め、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。
- 県産材を活用した住宅等の普及や木造公共施設の建設を促進し、県産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマス・エネルギーの普及拡大に向け、モデル事業の実施などにより課題の解決を図り、森林資源の循環的な利活用を促進します。

(5) 健全な水環境の維持・回復

上流水源県として健全な水循環の維持又は回復のため、森林の水源涵養機能の発揮、農地の適切な維持管理、水辺地や水生生物の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、雨水の地下浸透、土壌汚染の防止等による地下水の水質保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

また、水源地について、周辺の開発状況や土地取引状況の把握に努め、その保全を図ります。

(6) 美しい景観の保全・再生・創出

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観、農山村景観等、本県の自然と歴史が織りなす美しい景観の保全・再生・創出を図ります。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1) 多様な自然環境の保全

地域特性に応じて、次のように本県の多様な自然環境の保全を図ります。

- 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により、保全を図ります。
- 在来の野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により、適正に保全します。
- 里地里山にみられるような人の手が入ることによって維持される自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて利用と保全が調和した自然環境の維持・形成を図ります。
- 自然が減少した地域については、自然の再生により、質的向上・量的確保を図ります。

(2) 生物多様性の確保

- 上記(1)のいずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮します。
- 在来の野生動物の生息環境を保全する一方、侵入防止柵の整備や鳥獣保護・管理を行う人材育成等の野生鳥獣被害対策を進め、被害の防止を図ります。
また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぎます。
- 県土には希少種を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を進めます。

(3) 観光・地域産業の振興

本県の山岳高原や森林、河川などの美しく豊かな自然環境や風景、地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の伝統・文化・景観は、観光資源としてきわめて高い価値を有しています。これらを適切に活用したエコツーリズムの推進や、環境に配慮した地場製品の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を図ります。

また、国内はもとより、訪日外国人の関心も高いことから、受入環境の整備を図り、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図ります。

(4) 地球温暖化対策の推進

- ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、自動車から公共交通利用への転換促進など環境と調和した交通体系の形成、住宅・建築物の省エネルギー対策、市街地の緑地・水面等の効率的な配置などにより環境負荷の小さな土地利用を図ります。
- 温室効果ガスの削減のため、森林や都市の緑地の適切な保全・整備を行い、森林吸収源対策を着実に実施します。

(5) 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等への対策を適切に実施します。

また、騒音の著しい交通施設などの周辺においては、緩衝帯の設置などの周辺対策を進めます。

河川・湖沼といった公共用水域の流域においては、水質保全のため、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷の削減対策、降雨による排水路等からの流出水対策、緑地の保全その他自然環境の保全を図ります。

(6) 資源循環型社会の形成

資源循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの一層の推進を図ります。また、発生した廃棄物の処理については、排出者や処理業者に対して適正な処理を求めるとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

(7) 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度については、大規模開発等を行う事業者が十分な環境保全対策を行うよう、適切な運用を図ります。

また、事業の特性を踏まえつつ公共事業の位置・規模等の検討段階において環境的側面からの検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進します。

5 土地の有効利用の促進

(1) 農地

- 「長野県食と農業農村振興計画」に示す基本方向により各種施策を総合的に展開するとともに、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用により、優良農地の確保に努めます。
- 荒廃農地の再生と発生防止に着実に取り組むとともに、農地の集積・集約を推進し、多様な担い手による効率的な活用を進めます。

(2) 森林

- 林産物の供給をはじめ、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるよう、地域森林計画等に基づき、間伐等による森林整備と保全を計画的に進めます。
- 森林セラピー基地等を森林の癒し効果の享受や環境教育の場として活用しながら、観光、医療、教育等の分野と融合を図ることにより、森林関連産業の活性化を促進します。

(3) 水面・河川・水路

治水や利水の機能発揮を図りつつ、在来の野生動植物の多様な生息・生育環境を保全することにより、自然のうるおい豊かな水面・河川・水路づくりを進めるとともに、親水性やオープンスペース等の多様な機能に配慮した水辺環境整備を推進し、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路

- 安全性・快適性・防災機能の向上を図るため、道路改良、歩道等の交通安全施設の整備、道路情報の高度化、道の駅の整備、植樹帯の設置、無電柱化等を推進するとともに、良好な道路景観の形成、道路空間の有効利用を図ります。
- 高規格幹線道路と地域高規格道路の整備をはじめ、高速交通網へのアクセス道路から生活関連道路、農道、林道に至るまでの地域道路網の体系的な整備を推進します。
- リニア中央新幹線整備による効果を広く県内に波及させるため、駅の周辺整備、高速道路とリニアを一体化する道路整備、トンネル発生土運搬路確保にあわせた道路整備及びリニア3駅活用交流圏の実現に向けた道路整備を進めます。

(5) 住宅地

- 長期的な需給見通しに基づいて、量より質の向上を重視した適正な住宅地の供給を図るとともに、良好な居住環境の形成のため、公園緑地、

下水道等の整備、土地区画整理を促進します。

- 住宅の長寿命化、耐震性の向上、環境に配慮した住宅の普及、中古住宅の市場環境の整備等により、良質な既存住宅ストックの形成と有効活用を進め、住宅地の持続的な利用を促進します。
また、都市においては、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用を図ります。
- 中山間地域においては、定住人口の確保を図るため、地域の実情に応じ、公的主体を中心として、良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。
- 空き家等については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングを進めるとともに、空き家等を地域の活性化、移住・二地域居住の促進、人口定着につながるよう改修するなど利活用を促進します。
- 空き家等の実態把握や倒壊等の著しい危険がある空き家等の除却等の措置を行う市町村に対して、技術的な助言を行います。

(6) 工業用地

未来を拓く次世代産業の創出に向け、長野県の地域特性に合致し、長野県産業の有する高度な技術力を活かすことができる成長期待分野を重点とした産業集積を計画的に進める上で必要な工業用地の確保を図るとともに、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進します。

なお、これらを行うに当たり、環境負荷の低減と地域社会との調和に配慮するとともに、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を図ります。

(7) その他の宅地

市街地再開発等による面的整備、大規模集客施設の適正立地、地域・商店街・個店・住民等の多様な主体の創意工夫やスモールビジネスの創出、創業の促進により、市街地の活性化を図ります。

(8) 低・未利用地

- 都市及びその周辺地域の低・未利用地については、再開発用地としての利用を図るほか、新たな宅地や公園緑地、工業用地等の需要がある場合には優先的に活用するとともに、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて有効利用を図ります。
- 再生可能な荒廃農地については、生産のための基盤整備や農業の担い手への集積・集約の促進等により、農地として有効活用を図ります。

また、森林原野化した再生困難な荒廃農地については、新たな生産の場として活用するなど、有効利用を図ります。

6 土地利用転換の適正化

(1) 土地利用の転換

- 土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件など地域の実情を勘案して、適正に行います。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。

- 都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、農林業的土地利用・自然的土地利用からの転換を抑制します。

(2) 農地の利用転換

- 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業や景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。

また、既存の低・未利用地等の有効活用を優先し、無秩序な転用を抑制します。

- 地域の実情に応じた農地取得の下限面積の引下げの検討や、家庭菜園づくりへの応援等を通じ、本県における「農ある暮らし」の魅力を高め、新規就農の促進と移住・定住人口の拡大を図るとともに、中山間地域の荒廃農地の再生・有効活用を促進します。

(3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能の維持を図ります。

また、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

(4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

(5) 混在地における土地利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

(6) リニア中央新幹線長野県（仮称）駅周辺の整備

リニア中央新幹線長野県（仮称）駅及び駅周辺については、リニア活用基本構想を踏まえ、国内外からの来訪者を迎える県の新たな南の玄関口にふさわしいものとするを旨とします。このため、地域の市町村や住民の意向や優良農地の保全に配慮しつつ、「長野県らしさ・伊那谷らしさを感じる駅」、「広域交通・地域振興の拠点となる駅」という視点から、既存の公共交通との連携も含め、必要な機能・施設等の整備を進めます。

7 県土に関する調査の推進

土地境界の明確化が目的である国土調査による地籍整備は、被災後の復旧・復興の迅速化や土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に貢献する極めて重要な取組であるため、事業主体である市町村が行う地籍調査の計画的な実施に対し支援するとともに、高齢化や不在村化の進行により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を進めます。

また、希少種を始めとする生物の分布情報について、気候変動の影響等への対応も念頭に、様々な主体による調査結果を集約することなどにより整備を促進します。

さらに、これらの調査結果の普及と啓発を図ります。

8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

9 県土の県民的経営の推進

所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境・道路等の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」の取組を進めます。

おわりに

土地は、現在と将来における限られた資源です。私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然や人の営みにより育まれた伝統的な風景や文化等を保全・再生し、より良い状態で将来に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、土地利用に関する諸計画の実施に際し、本計画に定める三つの基本方針「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」を踏まえた、不断の取組が必要です。

また、本計画が目指す「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」の実現にあたっては、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点からの取組も重要となります。

なお、国土利用計画（全国計画）や今後の県土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じ本計画の見直しを行うこととします。

付 属 資 料

目 次

1	策定の経過	34
2	長野県総合計画審議会土地利用・事業認定部会委員名簿	35
3	用語の解説	
	(1) 土地利用区分の定義	36
	(2) 五十音順	37
4	データ集	
	(1) 人口、世帯数等の推移と見通し	47
	(2) 地域別人口の推移と見通し	47
	(3) 利用区分ごとの規模の目標	48
	(4) 主な利用区分ごとの規模の推移と目標	49
	ア 農地	49
	イ 森林	49
	ウ 宅地	50
	(5) 関連指標の推移	
	ア 農業就業人口の推移	51
	イ 農業産出額の推移	51
	ウ 農地転用面積の推移	51
	エ 耕作放棄地(荒廃農地)の推移	51
	オ 木材素材生産量の推移	52
	カ 林地開発許可等面積の推移	52
	キ 新設住宅着工数の推移	52
	ク 事業所数、工場立地件数、製造品出荷額の推移	52
5	国土利用計画法(抄)	53
6	国土利用計画法の体系	56
7	利用区分の把握方法	57
8	地域区分図	59
9	第四次国土利用計画(長野県計画)	60
10	第五次国土利用計画(全国計画)	71

1 策定の経過

年 月 日	事 項
平成 27 年 9 月 14 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（県土地利用の基本方針審議）
平成 27 年 11 月～ 平成 28 年 1 月	市町村への意見照会（骨子原々案）、骨子案作成
平成 28 年 1 月 26 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（骨子案に係る審議）
平成 28 年 3 月	素案作成、市町村に対する意見照会
平成 28 年 4 月	国との意見調整（素案）
平成 28 年 4 月 30 日 ～5 月 16 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会委員への説明（素案）
平成 28 年 6 月 28 日 ～6 月 30 日	県議会総務企画委員会で説明（素案）
平成 28 年 7 月 1 日 ～7 月 31 日	原案作成、パブリックコメント
平成 28 年 7 月	市町村への意見照会（法定手続）、計画（案）作成
平成 28 年 8 月 22 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画（案）の審議）
平成 28 年 9 月 15 日	部局長会議（計画決定）
平成 28 年 9 月	県議会への報告、公表・国への報告（法定手続）

2 長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会委員名簿

(敬称略)

部 会 長 春日 十三男 長野県農業協同組合中央会専務理事

部会長職務代理者 三木 正夫 長野県市長会長(須坂市長)

委 員 青山 佳世 フリーアナウンサー

委 員 中 嶋 実香 弁護士

委 員 野原 莞爾 一般社団法人長野県経営者協会理事
(綿半ホールディングス(株)代表取締役会長)

3 用語の解説

(1) 土地利用区分の定義

利用区分		内 容
地 目 別	1 農地	田及び畑（畦畔を含む）
	2 森林	国有林及び民有林（県・市町村有林を含む） なお、林道は除く
	3 原野等	長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地及び家畜のための採草地及び放牧地
	4 水面・河川・水路 (1) 水面 (2) 河川 (3) 水路	ダム湖、天然湖沼（10ha 以上）及びため池（農業用） 一級河川及び準用河川 農業用の用水路・排水路
	5 道路	一般道路（道路法第 2 条第 1 項に定める道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道）及び農道・林道
	6 宅地 (1) 住宅地 (2) 工業用地 (3) その他の宅地	住宅用地 従業員 10 人以上の工場の敷地 事務所・店舗、病院、官公庁、別荘地等
	7 その他	公園緑地、広場等、ゴルフ場・スキー場・遊園地等のレクリエーション施設用地、鉄道敷、飛行場、荒廃農地、工場跡地、青空駐車場、空き地等
地 目 横 断 的 用 語	公用・公共用施設用地	文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等
	低未利用地 市街地	利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空き地、荒廃農地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場や資材置き場等 国勢調査による人口集中地区 (注)「人口集中地区」：市町村内で人口密度が 4,000 人/k m ² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる区域

(注) 地目横断的：複数の地目に重複して存在すること

(2) 五十音順

あ

空き家バンク

地方自治体が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。

一般世帯

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

オープンスペース

公園、広場、道路、河川等の良好な環境の形成や災害の防止に関して好影響を及ぼす空地。

オリジナル品種

りんごの「シナノスイート」「シナノゴールド」や「信州黄金シャモ」「信州サーモン」等の本県で育成された品種。

か

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。

拡散型から集約型都市構造へ

集約型都市構造とは、都市機能（金融機関、商業施設、文教施設等）を集積することにより、多くの人々が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくとともに、既存ストックの有効活用、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造のこと。このようなことから拡散した機能の集約化への転換が望まれている。

各種の指標

国土調査、土地基本調査、土地利用動向調査（土地取引動向、開発動向（転用状況））等の指標。

環境と調和した交通体系

自家用車から公共交通機関に乗り換える「パーク＆ライド」、使用した天ぷら油を活用したバイオディーゼル燃料の活用等による、環境にやさしい交通体系。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じる恐れのある環境への影響。

関係機関相互の適切な調整

市町村境を越えた土地利用を行う際の、複数の市町村を含めた地域間の広域的な調整。

基準年次

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

既存用地の持続的な利用

既存施設を維持補修するなどして有効な利用を図り、本来の機能の継続的な発揮を図ること。

希少野生動植物

生息・生育個体数が少ない野生動植物。

グリーンインフラ

社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるもの。

グローバル化

国や地域等の境界を越えて地球規模で複数の社会との間での結びつきが強くなる状態。

(中心市街地の) 空洞化

中心市街地において、居住人口が減少し空き店舗が発生増加するなど活力の低下がみられること。

厳格な行為規制

法令等により可能な行為が厳しく制限されている規制。

具体的には、自然公園法による国立公園や国定公園における特別保護地区での行為規制（許可制）や森林生態系保護地域における規制（保護地域においては研究等のほかは手を加えてない。）等。

研究開発インフラ

大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。

県土強靱化

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を効果的に実施し、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること。

県土資源

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材。

県土の管理水準

県土の管理が適切に行われているかの目安。近年高齢化の進展や相続等に伴う不在所有者の増加等により、間伐など手入れがいき届かない森林や荒廃農地が増加するなど、管理水準の低下が懸念されている。

県土の県民的経営

県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画すること。

県土保全

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵食、堆積、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

減災

災害時において発生する被害を最小限に食い止めること。

原生的な自然

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

健全な水循環

水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

降雨による排水路等からの流出水対策

市街地等のちり、ごみ、側溝堆積物、ペットの糞尿等が、降雨によって排水路から直接流出して河川・湖沼の汚濁原因となっていることへの対策。

また、水田、畑等で使用された肥料を含む土壌や収穫後の作物残さ等の一部が、降雨や水田の水管理により流出して河川・湖沼の汚濁原因となっていることへの対策。

公園緑地

公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。

公共の担い手

価値観の多様化、社会貢献意識の高まり等に伴い、公共の分野で活動する個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等。

高度情報通信インフラ

①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤をいう。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

公用・公共用施設

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設のために設けられた土地。

国土調査

①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査をいう。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

さ

再開発

都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域であり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

産業・物流インフラ

産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。

自然的土地利用

自然環境の保全を旨として維持すべき森林・原野・水面・河川などの土地利用を指す。都市的土地利用及び農林業的土地利用以外の土地。

持続可能な県土の利用

将来にわたって引き続き行っていくことが可能な方法により県土を利用すること。具体的には、環境への負荷に配慮するなど、よりよい状況で将来に県土を引き継ぐこと。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全が確保される避難場所として、洪水や崖崩れ、土石流等の異常な現象の種類ごとに、市町村長が指定する政令で定める基準に適合した施設又は場所。

住宅ストック

これまで建設された住宅、ある一時点に存在する住宅数。

集落営農

集落など地縁的にまとまりのある地域において、農家が共同化・統一化に関する合意の下に行う生産活動。

常時観測火山

全国 110 の活火山のうち、火山噴火予知連絡会によって選定された 50 火山（予定も含む。）。噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が火山観測施設を整備し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータ提供も受け、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

所有者の所在の把握が難しい土地

不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合には、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。

上流水源県

下流県の人々の生活を支える河川の水源を持つ上流に位置する県。

侵略的外来種

外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらす生物種。

森林吸収源対策

温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組をいう。

森林セラピー基地

森林の癒やし効果を専門家が科学的に検証した森林など。森林セラピーとは、森に癒やされ、森を楽しみ、心と身体の健康維持・増進を図る取り組みのことをいう。

森林の持つ県土保全機能

山地の崩壊、土石流、地滑りの防止等に加え、自然環境の保全等の県土を保全する機能。

水源地帯

川などが流れ出るもとの水道などに利用する水の供給源となる地域。

水源涵養機能

森林や水田の働きにより、濁水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。

スモールビジネス

小規模、小資本で、地域の課題を、地域の中で解決するビジネス。既存の商業や飲食業の他、コミュニティビジネス等も包含するもの。

生態系サービス（自然の恵み）

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養素の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生態系ネットワーク

生態系を健全かつ安定的に存続させるため、生物種の生態特性に応じて森林等の生息・生育空間が間断なくつながっている状態。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを意味する。生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

世帯

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

た

耐震性

建築構造物や土木構造物が地震による破壊や損傷に耐えられる性能。

大規模集客施設

延べ床面積が1万㎡を超える店舗、飲食店、劇場、映画館、展示場等。

多面的機能

農地の場合 ; 県土保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、食料生産等の総称。

森林の場合 ; 県土保全、水源涵養、二酸化炭素吸収源、保健休養、生物多様性、木材生産等の総称。

多様で健全な森林

地域の特性、樹齢、樹高、樹種等の構成を考慮した多様な種類の木々で構成され、かつ間伐等により良好に生育した森林。

地域材

一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない）において生産、加工、流通される木材のこと。

地域産業

その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業。

地域資源

土地、水、自然等の県土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。

地域の自然環境を形成する機能

地域の自然風景を構成する機能や在来の野生動植物の生息・生育の場としての機能。

地域防災拠点

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設。備蓄倉庫や貯水槽が設置されている防災センター、広場、学校等。

小さな拠点

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を、歩いて動ける範囲（基幹集落）に集め各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用が済ませられる生活拠点をづくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組。

治山施設

水資源涵養^{かん}や山地災害を防ぐため森林を維持・造成するために行う治山事業で造られたダム等。

地消地産

県内で消費されるものを可能な限り県内で産出することにより、県内で経済が循環するよう改善を図る施策に利用している用語。長野県の計画では、消費者が求めるものを生産者が作るという逆転の発想から「地産地消」と区別して使用している。

地籍整備

主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。

中心市街地

人口が集中し、商業、行政機能が充実し、地域の中心となる市街地。

低・未利用地

利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空地、荒廃農地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場や資材置場等。

低・未利用地の再利用を優先

有効な土地利用を図るため、他用途への転換に優先して未利用地を再利用すること。

都市構造

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的地域構造をいう。

都市施設

都市計画法第 11 条第 1 項に掲げる施設。具体的には、道路、公園、下水道、河川、学校、市場、一団地の官公庁施設。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等の主として人工的施設による土地利用。

土地の高度利用

都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第 9 条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。

土地利用基本計画

国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。都市地域、農業地域、森林地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な県土利用が図られる。

な

長野県強靱化計画

大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するといった視点から災害に対する県土の脆弱性を分析（問題点を整理）することにより、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を効果的に実施することを目的として、国土強靱化基本法第13条に基づき長野県が策定した計画。

長野県食と農業農村振興計画

長野県の食と農業・農村の振興に向け、将来のめざすべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

二次的自然

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なもの。

二地域居住

都市住民が農山村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

農業水利施設

自然水を農業用水として利用するための基盤施設で、農業用の頭首工、揚水機場、ため池、用水路、排水路など

農業生産基盤

農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。

農業・農村ビジネス

豊かで恵まれた自然、景観、人材、農産物等の地域資源を核に、加工、流通・販売、都市農村交流等の多角的な活動に取り組む事業。

農地と宅地が混在する地域

人口の増加等により、特に都市周辺部で農用地区域の開発が行われた結果、従来は農地が主体であった地域が宅地化して、農地と非農家の住宅が混在している地域。

農地中間管理機構

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、県ごとに整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。

農地の集積・集約

農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積をすすめること（集約）。

農林業的土地利用

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。

は

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

ハザードマップ

洪水や土砂災害等の自然災害が発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し避難場所などの情報を記載したもの。住民に周知することにより、防災意識の向上、自主的な被害軽減行動を促進する。

複合化

市街地の土地を有効活用するため、商業施設や公民館・社会福祉施設等の公共・公益的施設の機能を同一の建物とすること。

不在村化

農地、森林所有者がその所在地に在住していない状態。

ま

まちなみ景観

都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観。

水環境

水を中心に捉えた環境をいう。水質・水量・水生生物・水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

水循環

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。健全な水循環により継続的な恩恵が受けられる。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）のこと。「木質バイオマス」とは、間伐材や端材等の木質系資源からなるバイオマスのこと。

目標年次

計画の最終目標を設定した年次。

や

野生鳥獣

野生の鳥類や哺乳類。

優良農地

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国積、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画するという考え方。

要配慮者利用施設

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、厚生施設及び医療保護施設、特別支援学校、その他要配慮者に関連する施設等。

ら

ライフラインの多重化

ライフライン（電気、ガス、水道、交通、通信等）の途絶による機能不全をカバーするため、複数ルート化などでの代替性を確保すること。

6次産業化

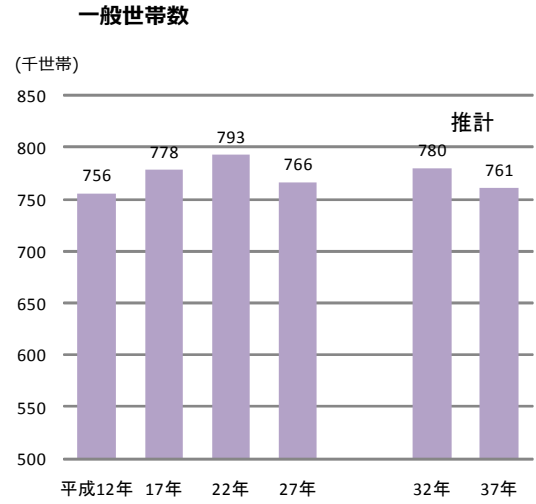
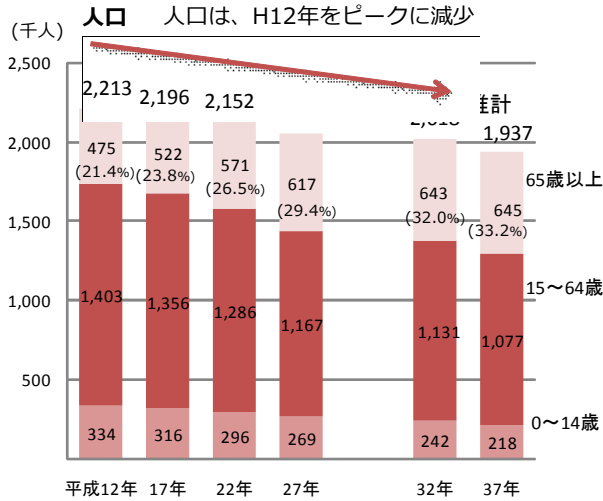
1次産業としての農林魚業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

路網等の基盤整備

間伐や伐採など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道（林業専用道路を含む）や森林作業道等を整備すること。

4 データ集

(1) 人口、世帯数等の推移と見通し

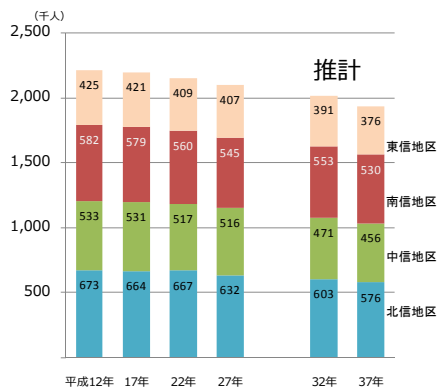


区分	単位	平成12年	17年	22年	27年	32年	37年
総人口	人	2,213,128	2,196,114	2,152,449	2,099,759	2,018,822	1,937,623
0～14歳	人	334,027	316,368	295,802	269,000	242,286	217,705
15～64歳	人	1,403,397	1,356,317	1,285,787	1,167,200	1,131,042	1,076,998
65歳以上	人	475,704	522,425	571,860	617,100	645,920	642,920
年平均増加率	%	0.19	-0.17	-0.4	-0.48	-0.78	-0.8
年少人口割合	%	15.1	14.4	13.7	12.8	12.0	11.2
生産年齢人口割合	%	63.4	61.8	59.7	55.6	56.0	55.6
高齢化率	%	21.4	23.8	26.5	29.4	32.0	33.2
一般世帯数	世帯	755,840	777,931	792,831	766,100	779,929	760,941

資料：平成27年までの人口・一般世帯数は「国勢調査」（平成27年は速報値）

平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）

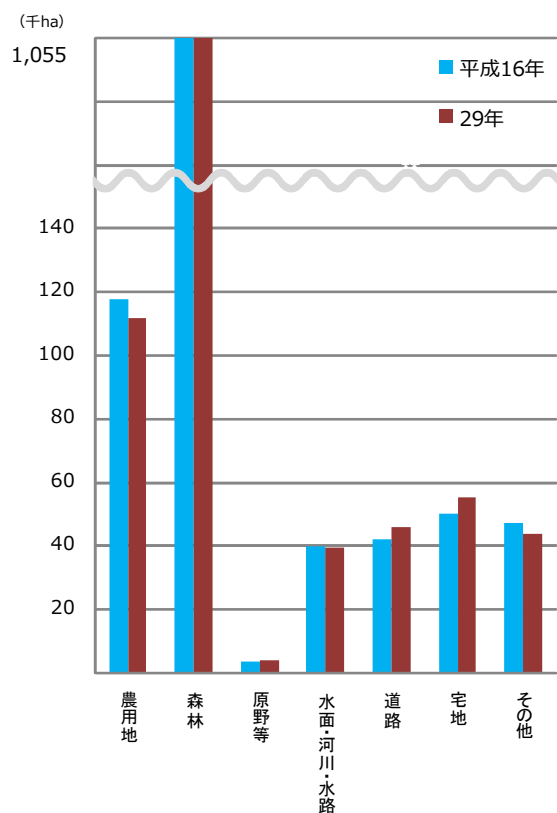
(2) 地域別人口の推移と見通し



区分	単位	平成12年	17年	22年	27年	32年	37年
東信地区	人口	425,272	421,455	408,966	406,656	390,906	375,781
	構成比	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
南信地区	人口	582,445	579,111	559,637	545,285	553,270	529,555
	構成比	26.0	26.0	26.0	26.0	27.0	27.0
中信地区	人口	532,679	531,379	516,588	516,278	471,498	455,902
	構成比	24.0	24.0	24.0	25.0	23.0	24.0
北信地区	人口	672,732	664,169	667,258	631,540	603,148	576,385
	構成比	30.0	30.0	31.0	30.0	30.0	30.0
県計	人口	2,213,128	2,196,114	2,152,449	2,099,759	2,018,822	1,937,623
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：平成27年までの人口は、「国勢調査」（H27は速報値）。平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

(3) 利用区分ごとの規模の目標 第四次計画

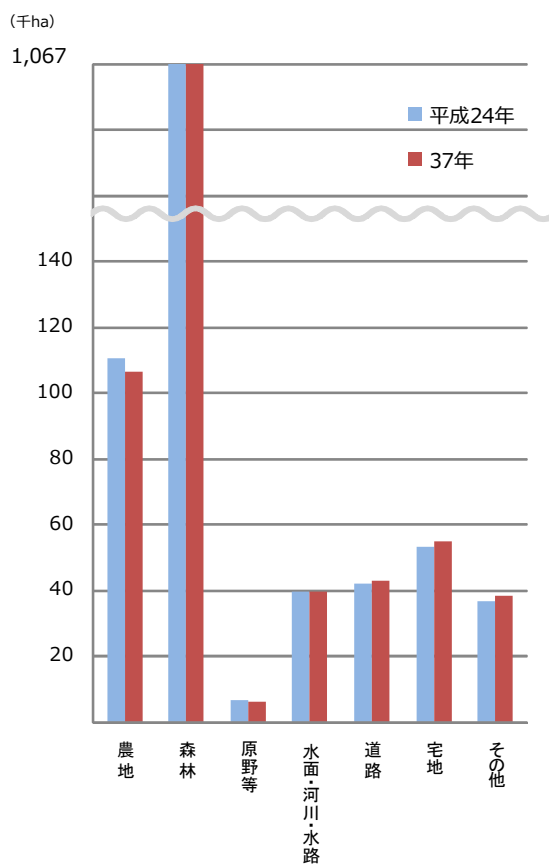


第四次計画

(単位：ha)

区分	平成16年	29年	増減
農用地	117,920	111,750	▲ 6,170
森林	1,055,030	1,055,500	470
原野等	3,840	4,190	350
水面・河川・水路	39,830	39,660	▲ 170
道路	41,880	45,820	3,940
宅地	50,420	55,350	4,930
その他	47,280	43,930	▲ 3,350
合計	1,356,200	1,356,200	0

第五次計画



第五次計画

(単位：ha)

区分	平成24年	37年	増減
農地	110,900	106,500	▲ 4,400
森林	1,066,700	1,066,700	0
原野等	6,620	6,460	▲ 160
水面・河川・水路	39,670	39,630	▲ 40
道路	42,190	43,230	1,040
宅地	53,330	55,170	1,840
その他	36,790	38,510	1,720
合計	1,356,200	1,356,200	0

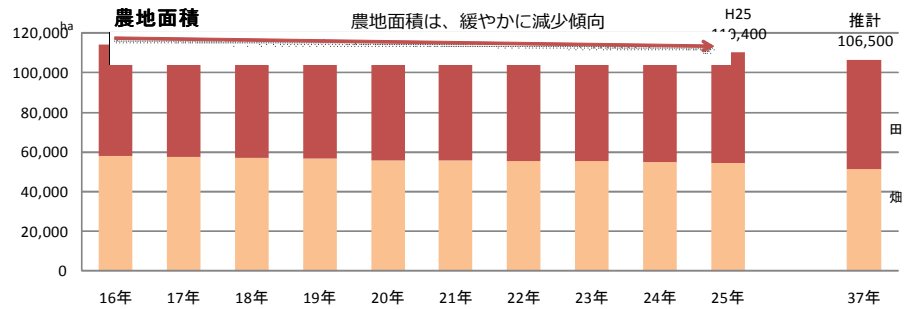
注：第四次計画の「農用地」には、「採草放牧地」（平成16年3,780ha、平成29年3,450ha）が含まれていたが、2010年の「世界農林業センサス」から「採草放牧に利用されている面積」が調査対象外となり、平成25年から「原野等」に算入することとされた。（利用区分の詳細、資料については、57ページ「利用区分の把握方法」を参照）

(4) 主な利用区分ごとの規模の推移と目標

農地

【基本方向】

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理
- 担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消等



農地面積の推移

(単位: ha)

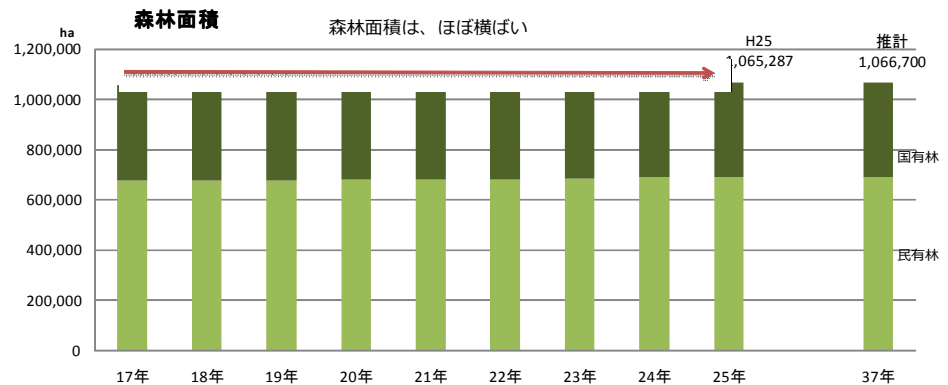
区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	37年
農地	114,135	113,600	113,000	112,300	111,500	111,300	111,200	111,000	110,900	110,400	106,500
田	57,937	57,700	57,300	56,800	56,000	55,600	55,400	55,200	55,100	54,700	51,300
畑	56,198	55,900	55,700	55,500	55,500	55,700	55,800	55,800	55,800	55,700	55,200

資料: H16~25年は、農林水産省「耕地作付面積統計」、H37年は、農政部推計

森林

【基本方向】

- 森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全
- 原生的な森林や水源林の保全等



森林面積の推移

(単位: ha)

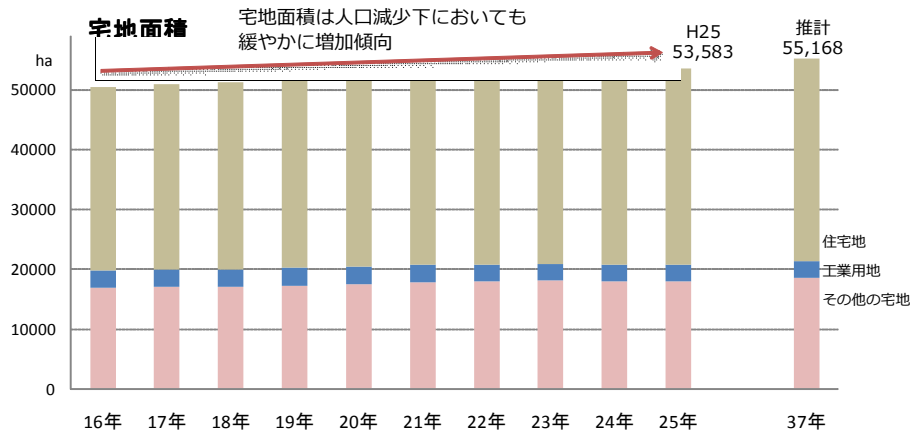
区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	37年
森林	1,055,030	1,056,453	1,057,376	1,057,271	1,058,012	1,058,923	1,060,548	1,060,841	1,066,703	1,065,287	1,066,700
国有林	-	379,582	379,301	379,033	378,914	378,792	378,525	378,093	375,354	373,126	375,351
民有林	-	676,871	678,075	678,238	679,098	680,131	682,023	682,748	691,349	692,161	691,349

資料: H16~25年は、林野庁「国有林野事業統計書」及び「世界農林業センサス林業調査報告書」、H37年は、林務部推計

宅地

【基本方向】

- (宅地) ○安全性の向上とゆとりある住環境の形成
- 既存住宅ストックの質向上、都市における土地利用の高度化
- (工業用地) ○成長産業や高付加価値産業の集積
- 工場跡地等未利用地の有効利用
- (その他宅地) ○中心市街地の活性化と良好な環境の形成
- 空き店舗、空き地等の有効活用



宅地面積の推移

区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	37年
宅地	50,421	50,898	51,253	51,695	52,178	52,750	53,001	53,262	53,328	53,583	55,168
住宅地	30,622	30,945	31,235	31,487	31,760	31,971	32,211	32,408	32,652	32,821	33,758
工業用地	2,889	2,873	2,906	2,944	2,939	2,870	2,755	2,697	2,712	2,816	2,880
その他の宅地	16,910	17,080	17,112	17,264	17,479	17,909	18,035	18,157	17,964	17,946	18,530

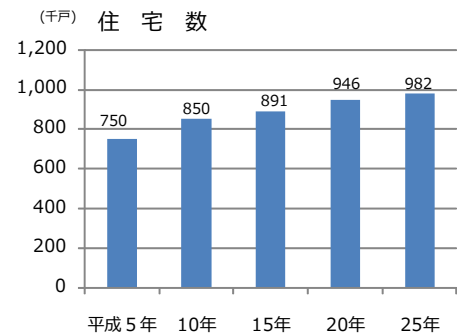
資料：H16～25年は、総務省「固定資産の価格等の概要調査」、H37年は地域振興課推計

【参考】 住宅数、一戸建の平均敷地面積、一住宅当りの延べ床面積の推移

(単位：戸、m²)

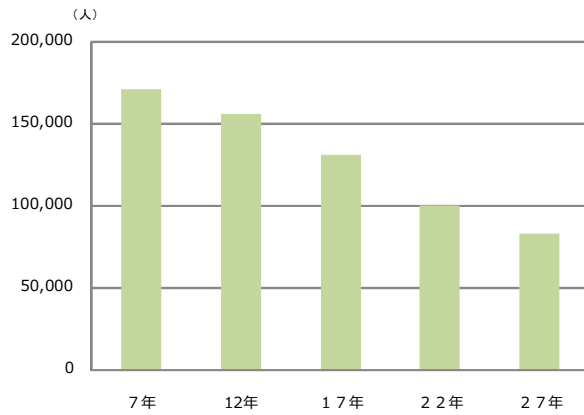
区分	平成5年	10年	15年	20年	25年
住宅数	749,900	850,400	890,800	946,300	982,200
一戸建の平均敷地面積	352	375	376	362	368
一住宅当りの延べ床面積	125.6	125.9	128.6	127.2	127.8

資料：「住宅・土地統計調査」(総務省統計局)



(5) 関連指標の推移

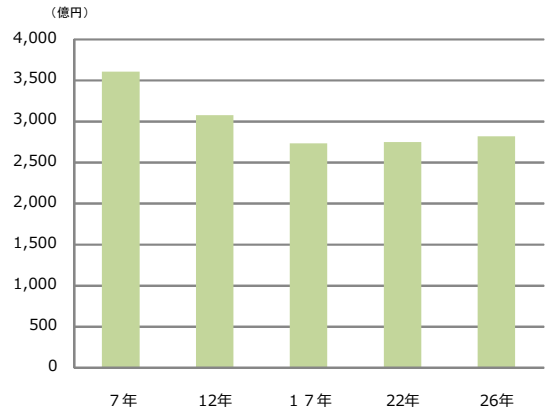
ア 農業就業人口の推移



区 分	7年	12年	17年	22年	27年
農業就業人口	170,676	155,620	130,823	100,244	82,922

資料：農林水産省「農林業センサス」

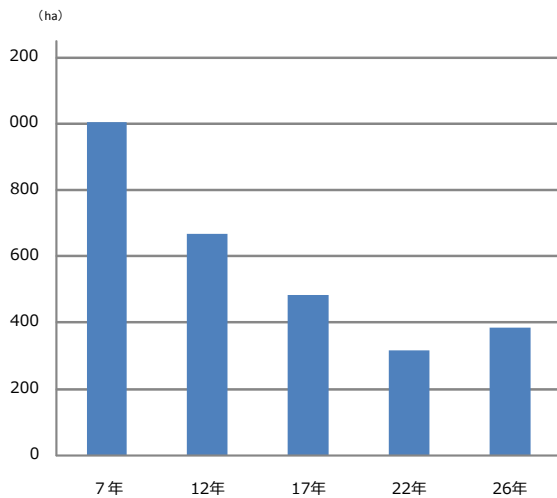
イ 農業産出額の推移



区 分	7年	12年	17年	22年	26年
農業産出額	3,596	3,070	2,735	2,738	2,818

資料：農林水産省「生産農業所得統計」（栽培きのごを含む。）

ウ 農地転用面積の推移

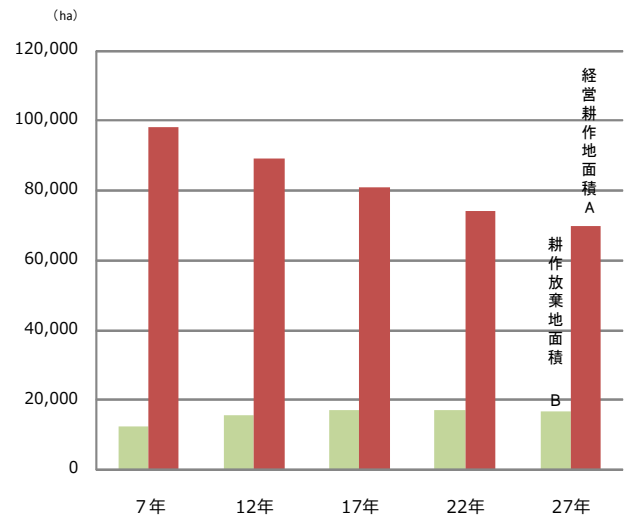


農地転用面積の推移 (単位：ha)

区 分	7年	12年	17年	22年	26年
住 宅	340.0	229.9	175.2	117.8	108.8
公 的 施 設	189.6	122.9	81.0	41.9	37.4
工 鉱 業 (工 場)	137.1	18.3	10.6	25.7	8.4
そ の 他 の 業 務	238.6	242.5	183.1	29.4	27.9
そ の 他	99.1	53.6	33.6	100.3	202.6
合 計	1,004.4	667.2	483.5	315.1	385.1

資料：農業政策課調査

エ 耕作放棄地（荒廃農地）の推移



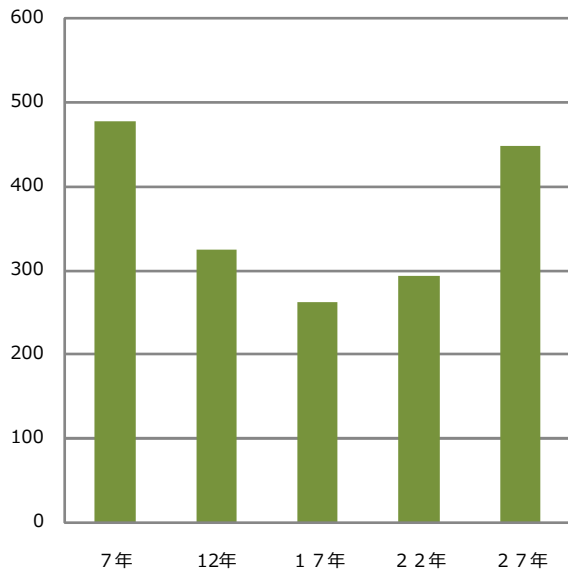
耕作放棄地（荒廃農地）の推移

区 分	7年	12年	17年	22年	27年
経営耕地面積 A	98,066	89,342	80,792	74,150	69,761
耕作放棄地面積 B	12,311	15,604	17,094	17,146	16,776
耕作放棄率 B/(A+B)	11.2	14.9	17.5	18.8	19.4
全 国	3.9	8.2	9.7	9.8	10.9

資料：農林水産省「農林業センサス」（土地持ち非農家の耕作放棄地を含む。）

オ 木材素材生産量の推移

(千m³)



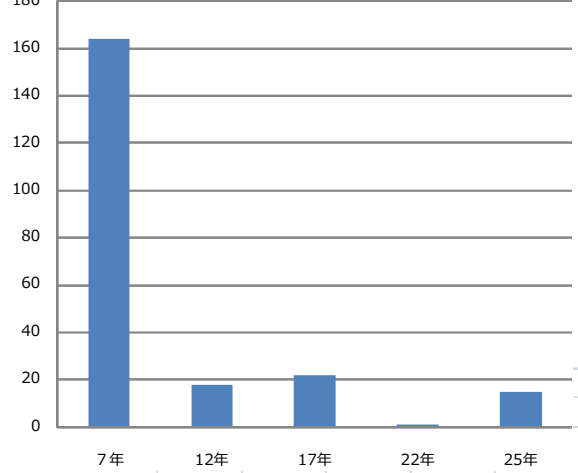
(単位：千m³)

区分	7年	12年	17年	22年	27年
木材素材生産量	478	325	262	293	448

資料：農林水産省「木材需給報告書」

カ 林地開発許可等面積の推移

(ha)



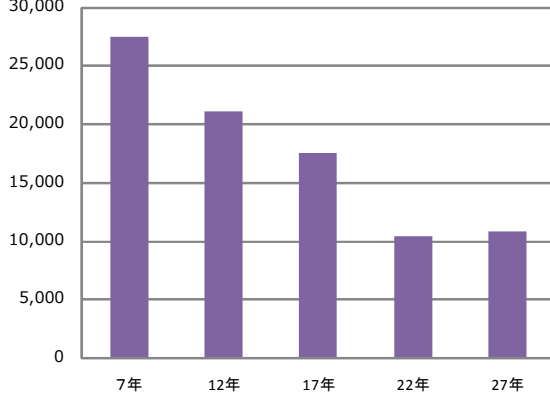
(単位：ha)

区分	7年	12年	17年	22年	25年
公共施設	89.0	10.0	2.0	1.0	0.0
レジャー施設	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宅地	13.0	3.0	2.0	0.0	9.0
土石の採取	23.0	4.0	12.0	0.0	0.0
その他	31.0	1.0	6.0	0.0	6.0
合計	164.0	18.0	22.0	1.0	15.0

資料：森林づくり推進課調査

キ 新設住宅着工数の推移

(件数)



(単位：件数、%)

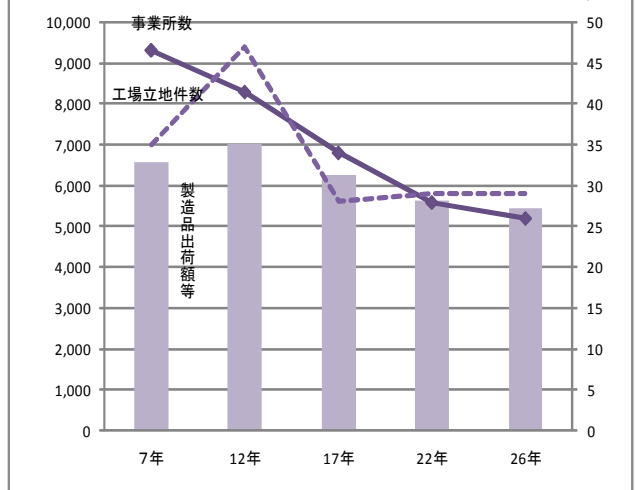
区分	7年	12年	17年	22年	27年
持家住宅	12,991	11,311	9,064	7,059	6,657
構成比	(47.3)	(53.7)	(51.8)	(67.5)	(61.6)
分譲住宅	2,515	2,464	2,080	925	1,368
構成比	(9.2)	(11.7)	(11.9)	(8.8)	(12.7)
貸家住宅	10,788	7,097	6,272	2,446	2,723
構成比	(39.3)	(33.7)	(35.8)	(23.4)	(25.2)
給与住宅	1,161	205	87	28	57
構成比	(4.2)	(1.0)	(0.5)	(0.3)	(0.5)
合計	27,455	21,077	17,503	10,458	10,805

資料：国土交通省「建築着工統計調査」H27年は速報値

ク 事業所数、工場立地件数、製造品出荷額の推移

(事業所数、単位：所)、
(製造品出荷額、単位：十億円)

(工場立地件数：件)



(単位：所、件、十億円)

区分	7年	12年	17年	22年	26年
事業所数	9,302	8,281	6,796	5,583	5,193
工場立地件数	35	47	28	29	29
製造品出荷額等	6,560	7,017	6,260	5,638	5,455

資料：事業所数及び製造品出荷額等は、情報政策課統計室「工業統計調査結果報告書」

(統計は、従業員4人以上)

工場立地件数は、産業立地・経営支援課「工業立地動向調査」(太陽光発電施設を除く)

5 国土利用計画法（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第2章 国土利用計画

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするも

のとする。

(都道府県計画)

- 第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
 - 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。
 - 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
 - 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
 - 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

- 第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。
- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
 - 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 6 前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

第3章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。

11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

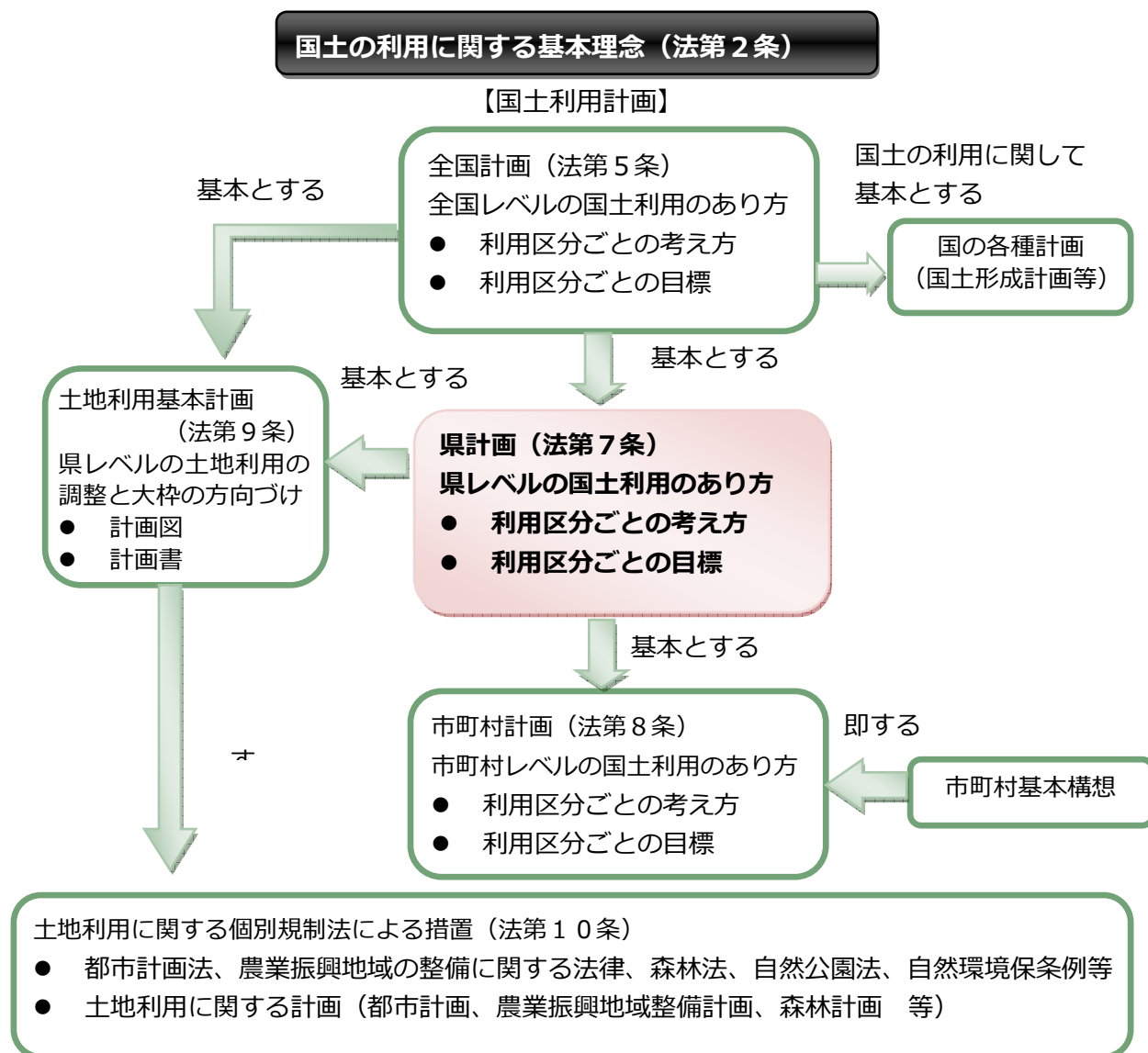
12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

6 国土利用計画の体系

(注) 法：国土利用計画法



<参考> 国土利用計画の策定状況

計 画	策定年月日	基準年次	目標年次	備考
第1次全国計画	昭和51年5月18日	昭和47年	昭和60年	
第1次県計画	昭和53年3月22日	昭和47年	昭和60年	
第2次全国計画	昭和60年12月27日	昭和57年	平成7年	
第2次県計画	昭和61年7月15日	昭和57年	平成7年	
第3次全国計画	平成8年2月23日	平成4年	平成17年	
第3次県計画	平成8年7月3日	平成4年	平成17年	
第4次全国計画	平成20年7月4日	平成16年	平成29年	
第4次県計画	平成21年3月16日	平成16年	平成29年	
第5次全国計画	平成27年8月14日	平成24年	平成37年	
第5次県計画	平成28年9月15日	平成24年	平成37年	

7 利用区分の把握方法

利用区分	把握方法
1 農地	「耕地作付面積統計」の「田」及び「畑」の合計
2 森林	<p>ア 国有林</p> <p>(ア) 林野庁所管国有林 「森林資源現況調査」のうち「森林資源現況総括表」の「林野庁所管計」の合計面積</p> <p>(イ) その他省庁所管国有林 「森林資源現況調査」のうち「森林資源現況総括表」の「他省庁所管計」の合計面積</p> <p>イ 民有林 「森林資源現況調査」のうち「森林資源現況総括表」の「民有林計」の合計面積 なお、森林法第5条第1項に基づく地域森林計画の対象面積等に変更があった場合は、当該面積に反映させる。</p>
3 原野等	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「所有形態別林野面積」のうち「森林以外の草生地」の合計から「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁）」を引き、「国有林野事業統計書」の「国有林野貸付使用地」のうち「採草放牧地」を加えたもの。
4 水面 ・河川 ・水路	<p>ア 水面 以下に掲げる面積の合計</p> <p>(ア) 天然湖沼（面積10ha未満のものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面積100ha以上…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。 ○ 面積100ha未満…環境省「自然環境保全基礎調査」を基に把握 <p>(イ) 人造湖 日本ダム協会「ダム年鑑（ダム総覧）」の湛水面積</p> <p>(ウ) ため池 「ため池台帳」の堤高15m未満のため池について、堤高区分別有効貯水量を平均堤高で除し、一定係数を乗じて算出。</p> <p>イ 河川（水面と重複する部分は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一級河川…国土交通省「河川現況調査」を基に把握 ○ 準用河川…河川延長×平均幅員 <p>ウ 水路 整備済水田の水路面積と未整備水田の水路面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備済水田の水路面積…整備済水田面積×整備済水田の水路率 ○ 未整備水田の水路面積…未整備水田面積×未整備水田の水路率

利用区分	把握方法
5 道路	<p>ア 一般道路 「道路統計年報」の「道路面積（道路敷）」</p> <p>イ 農道 圃場内農道面積と圃場外農道面積の合計</p> <p>(ア) 圃場内農道面積 水田地域における圃場内農道面積と畑地域における圃場内農道面積の合計</p> <p>○ 水田地域における圃場内農道面積＝整備済水田面積×整備済水田の農道率 +未整備水田面積×未整備水田の農道率</p> <p>○ 畑地域における圃場内農道面積＝整備済畑面積×整備済畑の農道率+未整備畑面積×未整備畑の農道率</p> <p>(イ) 圃場外農道面積 「市町村農道台帳」の農道延長×一定幅員</p> <p>ウ 林道 林道のうち自動車道の延長×一定幅員</p>
6 宅地	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積（村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて、補正したもの）と非課税地積を合計したもの</p> <p>(1)住宅地 以下に掲げるア及びイの合計</p> <p>ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積 村落地区については、地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い、補正した面積を加える。</p> <p>イ 県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積</p> <p>(2)工業用地 以下に掲げるア及びイの合計</p> <p>ア 従業員 30 人以上の事務所 「工業統計調査結果報告」の従業員従業員 30 人以上の事業所の敷地面積</p> <p>イ 従業員 10 人以上 30 人未満の事務所 次の式により推計</p> $\text{従業員 30 人以上の事業所の敷地面積} \times \frac{\text{従業員 10 人以上 29 人以下の事業所の製造品出荷額等}}{\text{従業員 30 人以上の事業所の製造品出荷額等}}$ <p>(3)その他の宅地 「宅地」から「(1)住宅地」及び「(2)工業用地」を除く。</p>

8 地域区分図



9 第四次国土利用計画（長野県計画）

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 7 条の規定により、長野県の区域について定める県土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）を基本として策定するものです。

また、市町村の区域について定める市町村土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）と長野県土地利用基本計画の基本となるものです。

この県計画は、新たな時代にふさわしい県づくりを計画的、総合的に推進していくために策定した「長野県中期総合計画」（平成 19 年 12 月策定）を踏まえ、平成 29 年を目標年次として、長野県の望ましい県土利用のあり方を示すものです。

なお、この県計画は、市町村計画や今後の県土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じ見直しを行うものです。

第 1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土は、現在と将来における限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(2) 県土の特性

本県は、本州の中央部に位置し、13,562 km²の面積を有しています。平野部は少なく、糸魚川－静岡構造線、中央構造線のほか、多くの活断層が走っており、地形・地質は複雑です。

しかし、北アルプスをはじめとする 3,000m 級の山々や県土の約 8 割を占める広大な森林、これを源にして流れ出る多くの河川等、我が国で第一級の豊かで美しい自然環境に恵まれています。また、清らかな水をはぐくむ上流水源県でもあります。

このため、県土の利用に当たっては、このような特性を生かした総合的な施策の推進を図る必要があります。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

ア 時代の潮流

本県は今、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎えています。

- ・ 少子高齢化・人口減少の加速
- ・ グローバル化の進展と情報通信技術の発達
- ・ 安全・安心や環境に対する意識の高まり
- ・ 価値観の多様化と子どもをはぐくむ力の低下
- ・ 公共の担い手の多様化と役割の増大
- ・ 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

イ 土地利用の基本的条件の変化

(ア) 市街地拡大の鈍化

人口減少等により、市街地拡大の動きが鈍化し、従来の人口増加に対応し続けた都市づくりからの転換期に合った対応が求められています。

(イ) 地目間の土地利用転換の鈍化

県全体の平成 4 年から平成 17 年までの土地利用転換の推移をみると、農地転用面積（県農政部調べ）は約 1,200ha から約 480ha へ、また、林地開発許可等面積（県林務部調べ）は約 320ha から約 20ha へそれぞれ減少しており、農用地や森林から宅地等への土地利用転換面積は大幅に減少しています。

(ウ) 自然災害の多発

全国的には近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しており、急峻な地形や脆弱な地質が広く分布している本県においても、災害に強い県土づくりが求められています。

(エ) 減災の視点や循環と共生の重視

人口減少や高齢化等によって放置される県土の増大や地域住民のつながりの希薄化等により、

社会の防災力低下が懸念され、被害を最小限に食い止める「減災」の考え方が求められています。

また、地球温暖化の進行、廃棄物の発生による環境への負荷、希少野生動植物の絶滅の危機等、多くの問題が顕在化しており、人間活動と自然のプロセスが調和する循環と共生を重視した持続可能な社会の構築が重要となっています。

(オ) 土地利用相互の関係性の深まり

身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑地等を一連のもの、横断的なものにとらえて快適性や安全性を考える土地利用相互の関係が深まっています。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整が重要となっています。

(カ) 県土の管理水準の低下

近年、高齢化の進展や不在所有者の増加等により、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作放棄地が増加するなど、県土の管理水準の低下が懸念され、新たな対応が求められています。

(キ) 多様な主体の直接的・間接的なかわりの拡大

価値観の多様化、社会貢献意識の高まり等に伴い、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業による森林づくり、災害時の救済活動、沿道への植栽、耕作放棄地の解消活動等に見られるように、多様な主体による自主的・主体的な取組が広がっています。

(4) 今後の課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえると、県土に限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要を量的に調整するとともに、土地利用転換の動きが鈍化している機会をとらえ、県土利用の一層の質的向上を図る必要があります。

また、これらを含め、総合的なマネジメントを行うとともに、少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等による県土の管理水準の低下から、多様な主体による県土の適切な管理を推進する、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の新たな公共の担い手との連携・協働が重要となっています。

このため、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」の課題は、次のとおりです。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な県土利用」を図ることを基本とします。

(ア) 住宅地等の都市的土地利用については、周囲の環境や街並み景観等に配慮しつつ、住宅の中高層化等による土地の高度利用と、空き家、空き店舗等の低未利用地の有効利用を促進し、良好な市街地を形成する必要があります。

(イ) 農用地や森林等の自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地の再生活用を進めていく必要があります。

その際、農林業の生産活動の場、ゆとりややすらぎをはぐくむ場、県土保全等の多面的機能を担う場としてのそれぞれの役割や、自然の循環システムの維持に配慮する必要があります。

(ウ) 食料生産の基盤である農用地や二酸化炭素吸収源である森林の宅地等への転換については、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美（うるわ）しくゆとりある県土利用」を図ることを基本とします。

(ア) 安全で安心できる県土利用

本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。このため、災害対策は、地域ごとの特性を踏まえ、防災に加え減災の視点に立った適正な県土利用を基本として進めていく必要があります。

また、総合的な河川管理、森林の持つ県土保全機能の向上等を図り、県土の安全性を高めていく必要があります。

(イ) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然のプロセスとが調和し、健全で恵み豊かな自然環境を次世代に継承することのできる、持続可能な県土利用を進めていくことが重要です。

このため、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止、流域における水循環と県土利用の調和、持続可能な資源循環型社会の形成等を進めていく必要があります。

(ウ) 美（うるわ）しくゆとりある県土利用

人と自然の営みが調和した豊かな生活環境を実現するため、地域住民と自然との良好な関係の中で利用・保全されてきた里地里山のように、自然と一体となった文化的特質を失わない県

土地利用を進めていく必要があります。

また、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性等を踏まえた個性ある景観の保全・育成や観光資源としての有効活用等を進めていく必要があります。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、地域の実情に即して諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むことを基本とします。

(ア) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

土地は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。土地利用をめぐる様々な関係の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域における県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが重要です。

(イ) 土地利用のプロセスを管理する視点

土地利用に当たっては、慎重な利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点が重要です。

(ウ) 土地利用の広域性を踏まえた地域間の適切な調整

地域の実情に即して県土利用の諸問題に取り組む際、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図ることが重要です。

エ 新たな公共の担い手との連携・協働の促進

県民の社会参加や社会貢献意識の高まり、価値観の多様化等に伴って、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体が、公共・公益的な分野における活動を担いつつあります。

少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、こうした新たな公共の担い手による県土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。

そのため、行政と行政以外の公共の担い手とが共通の目的意識と責任感を保ちながら、相乗効果高められるよう連携・協働していくことが必要です。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

都市においては、中心市街地では居住人口が減少し、空き店舗が発生するなど活力の低下や空洞化が、また、郊外部では開発や都市機能の拡散傾向がみられます。

このことから、中心市街地の活性化や二酸化炭素の排出量削減等のため、拡散型から集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約した、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に推進し、都市機能の向上を図ります。また、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めます。

イ 既存市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。

特に中心市街地においては、周囲の環境や街並み景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化等により、土地の高度利用を図るとともに、地域のコミュニティのよりどころとして中心市街地が果たす役割は大きいことから、地域、商店街、個店、住民等の多様な主体による活性化を促進します。

市街化を図る必要のある区域においては、地域の実情に応じ、計画的に整備を図ります。

良好な景観・自然環境の保全や土地利用の整序・集約化を図るため、新たな土地需要については、低未利用地の再利用を優先し、農用地・森林等の無秩序な開発を抑制します。

ウ 環境負荷の少ない都市を形成するため、住宅地、商業地、工業用地等の適切な配置、健全な水循環・大気環境の保全、資源・エネルギー利用の効率化、景観への配慮、道路機能の充実による渋滞緩和、緑地・水辺の効率的な配置等を図ります。

また、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成を通じ、自然環境の保全・再生を図ります。

エ 災害に強い都市構造を形成するため、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化等を図ります。

(2) 農山村

農山村は、豊かな自然、歴史の中ではぐくまれた伝統文化、自然と調和した生活文化等の大切な資源を有する地域です。また、農業生産活動等が行われることを通じて県土保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。

しかし、少子高齢化や人口流出等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念さ

れており、農山村の活性化が求められています。

このことから、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を推進する必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備については、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。

イ 農山村における就業機会を確保するため、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興や、農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業を創出する取組、また、余暇需要へ対応した施設整備等を総合的に展開します。

ウ 農林業の担い手の確保、生産基盤の整備、効率的・安定的経営体への農用地の利用集積、地域の農家が共同して行う集落営農、新たな管理主体の形成、都市住民の参加・協力等、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。

また、人と野生鳥獣とのすみ分けに配慮しつつ、優良農用地の確保や里山を中心とした森林の整備・保全を図ります。

さらに、耕作放棄地の解消に努め、その有効利用を促進します。

エ 人の手が入ることによって維持される里地里山の景観の保全・育成、生態系の維持・形成を図ります。また、地域の豊かな自然や伝統文化とふれあう場の提供、地域の特性を生かした観光拠点の整備等により、都市と農山村の交流を促進します。

オ 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の实情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有することから、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。このことから、在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保するため、自然環境データの把握に努め、これらの地域を適正に保全します。

また、自然が失われつつある場合は、再生を促進します。あわせて、適正な管理の下で、その特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農用地

ア 食料自給率の向上や農産物の安定供給に向け、「所有」から「利用」の促進をより重視する国の農地制度改革の方向に沿い、その効率的な利用と生産性の向上を促進するとともに、必要な農用地の維持・確保を図ります。

イ 農業者をはじめ地域住民やNPO等の多様な主体による適切な管理により、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源のかん養等の多面的機能の維持を図ります。

ウ 化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境と調和した農業生産の推進を図ります。

エ 耕作放棄地の発生防止のため、円滑な利用権設定を通じた農用地の利用集積や地域の農家が共同して行う集落営農の推進等の取組に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。

(2) 森林

ア 林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等の森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、間伐等により、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。その際、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。

イ 都市とその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全と整備を図ります。農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な要請に配慮しつつ適正な利用を図ります。

ウ 原生的又は希少野生動植物が生息・生育するなど自然環境の保全が必要な森林及び重要な水源地帯の森林については、適正な維持管理を図ります。また、間伐を中心とした森林整備や野生鳥獣とのすみ分けを促進する緩衝帯の整備を進め、森林資源の適正な利用と保全を図ります。

(3) 原野

ア 湿原、水辺植生、在来の野生動植物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野については、生態系や景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が失われつつある場合は、その再生を促進します。

イ その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

ア 河川はん濫地域や土砂災害の危険性のある区域においては、河川や砂防施設等のハード整備のための必要な用地の確保を図ります。

また、被害を最小限に食い止める減災の視点から、洪水、土砂災害等のハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の指定による新規住宅の立地抑制等のソフト対策を実施するとともに、ハードとソフト対策が一体となった総合的な安全性の確保を図ります。

さらに、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

イ 整備に当たっては、在来の野生動植物の生息・生育に適した良好な水辺空間の確保や、親水性、オープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図り、自然環境の保全・再生に配慮します。

(5) 道路

ア 一般道路

(ア) 県内外各地の交流・連携を促進し、県土の有効利用や良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。

また、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

(イ) 道路の安全性、快適性等の向上、災害時の緊急輸送路の確保等防災機能の向上を図るとともに、交通渋滞の解消により、ゆとりと潤いある道路環境の整備を推進します。

特に市街地においては、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全と整備を図ります。

イ 農道及び林道

農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善を図るため、必要な用地の確保を図ります。

なお、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

(ア) 少子高齢化の進展や環境への関心の高まりなどから、豊かな住生活の実現のため、耐震・環境性能を含めた既存ストックの質の向上を図ります。また、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、景観等に配慮した良好な住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

(イ) 特に都市においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用により、良質な住宅地の供給とオープンスペースの確保による安全性の向上とゆとりある快適な環境の形成を図ります。

イ 工業用地

(ア) グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を活用した産業創出の動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な用地の確保を図ります。その際、環境の保全等に十分配慮するとともに、低未利用地の有効利用を図ります。

(イ) 工場と住宅が混在する地域においては、計画的な工場の再配置を図ります。また、移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

(ア) 中心市街地の活性化や良好な環境の形成に配慮しつつ、空き店舗・空き地等の低未利用地の有効利用を図ります。

(イ) 郊外の大規模集客施設は周辺の土地利用に広域的な影響を及ぼすため、地域の合意形成や景観との調和を踏まえた適正な立地に配慮します。

(7) 上記利用区分以外の土地利用

ア 公用・公共用施設用地

(ア) 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設の整備に当たっては、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生活用や街なか立地に配慮し、必要な用地の確保を図ります。

(イ) 施設の整備に当たっては、環境の保全や景観に配慮します。また、耐震性等を含めた耐災性を確保するとともに、災害時に施設が活用できるよう考慮します。

イ レクリエーション用地

(ア) 価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、地域の振興等を総合的に勘案して、自然環境の保全等を図りつつ、計画的な整備と有効利用を促進します。

(イ) 市民農園や農産物直売所等の都市農村交流拠点施設の整備をはじめ、地域資源を生かした人が集い癒される交流の場の創出を促進します。

(ウ) 農山村における自然や文化とふれあう施設の整備に当たっては、地域の自然環境保全の観点からその適切な配置や、都市と農山村の交流の場等としての広域的な連携に配慮します。

ウ 低未利用地

都市及びその周辺地域の低未利用地については、再開発用地、宅地、公園緑地や防災・自然再生のためのオープンスペース等への活用をはじめ、地域の個性ある景観の保全・育成等に配慮し、計画的かつ適正な活用を図ります。

また、耕作放棄地については、食料生産を確保し、食料自給率を向上させるため、所有者による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農用地としての再生活用を積極的に図ります。

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ207万人、およそ78万世帯と想定します。
- (3) 県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分と市街地とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況や過去における面積の推移等をもとに、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い、定めるものとします。
- (5) 第1の「県土の利用に関する基本構想」に基づく平成29年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりです。

なお、次の「2 地域別の概要」も含め、以下の数値等については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

(第1表)

利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	平成16年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)	増・減(△) (29年-16年)	構成比	
				平成16年	平成29年
農用地	117,920	111,750	△ 6,170	8.7	8.3
農地	114,140	108,300	△ 5,840	8.4	8.0
採草放牧地	3,780	3,450	△ 330	0.3	0.3
森林	1,055,030	1,055,500	470	77.8	77.8
原野	3,840	4,190	350	0.3	0.3
水面・河川・水路	39,830	39,660	△ 170	2.9	2.9
道路	41,880	45,820	3,940	3.1	3.4
宅地	50,420	55,350	4,930	3.7	4.1
住宅地	30,620	33,390	2,770	2.3	2.5
工業用地	2,890	2,900	10	0.2	0.2
その他の宅地	16,910	19,060	2,150	1.2	1.4
その他	47,280	43,930	△ 3,350	3.5	3.2
合計	1,356,200	1,356,200	0	100.0	100.0
市街地	17,700	19,290	1,590	1.3	1.4

- (注) 1 道路は、一般道路、農道、林道である。
 2 平成16年欄は、旧山口村の越県合併(平成17年2月)による減少と県境の境界確定(平成17年1月)による増加面積を考慮した後のものである。
 3 市街地は人口集中地区であり、再掲数値である。平成16年欄の市街地の面積は、平成17年の国勢調査の面積である。

2 地域別の概要

- (1) 地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を基調として、環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かした土地の有効利用と、県土の均衡ある発展を基本とします。

- (2) 地域の区分は、県土の自然的、社会的、歴史的な過程等から、次の4地域に区分します。
- ア 東信地域（佐久・上小地域）
 - イ 南信地域（諏訪・上伊那・飯伊地域）
 - ウ 中信地域（木曾・松本・大北地域）
 - エ 北信地域（長野・北信地域）
- (3) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分と利用区分ごとの規模の目標は、1に準じて定めます。
- (4) 平成29年の地域別の人口は、県人口のおよそ207万人を基礎として、次のとおり想定します。
- 東信地域 40万人
 - 南信地域 55万人
 - 中信地域 50万人
 - 北信地域 62万人
- (5) 平成29年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、第2表のとおりです。
なお、その概要は次のとおりです。
- ア 農用地
耕作放棄地の再生活用を進めるものの、宅地、道路等への転換により、6,170ha程度減少し、全体では111,750ha程度となります。
地域別では、東信地域は29,080ha、南信地域は26,630ha、中信地域は29,150ha、北信地域は26,890ha程度となります。
 - イ 森林
適切な整備と保全により、470ha程度増加し、全体では1,055,500ha程度となります。
地域別では、東信地域は175,150ha、南信地域は322,340ha、中信地域は379,490ha、北信地域は178,520ha程度となります。
 - ウ 原野
採草放牧地の原野化等により、350ha程度増加し、全体では4,190ha程度となります。
地域別では、東信地域は140ha、南信地域は330ha、中信地域は750ha、北信地域は2,970ha程度となります。
 - エ 水面・河川・水路
農用地から宅地等への転換に伴い、水路面積が減少することなどにより、170ha程度減少し、全体では39,660ha程度となります。
地域別では、東信地域は7,920ha、南信地域は11,040ha、中信地域は13,520ha、北信地域は7,180ha程度となります。
 - オ 道路
道路整備を進めることにより、3,940ha程度増加し、全体では45,820ha程度となります。
地域別では、東信地域は10,260ha、南信地域は13,360ha、中信地域は11,290ha、北信地域は10,910ha程度となります。
 - カ 宅地
 - (ア) 住宅地
世帯数は当面増加が見込まれるものの、既存ストックの量的充足等により、2,770ha程度の増加にとどまり、全体では33,390ha程度となります。
地域別では、東信地域は8,030ha、南信地域は8,820ha、中信地域は8,390ha、北信地域は8,150ha程度となります。
 - (イ) 工業用地
近年、漸減傾向にあるものの、産業集積の促進等により、10ha程度増加し、全体では2,900ha程度となります。
地域別では、東信地域は680ha、南信地域は730ha、中信地域は1,030ha、北信地域は460ha程度となります。
 - (ウ) その他の宅地
経済構造のソフト化やサービス化の進展等により、2,150ha程度増加し、全体では19,060ha程度となります。
地域別では、東信地域は5,980ha、南信地域は3,720ha、中信地域は4,100ha、北信地域は5,260ha程度となります。
 - キ その他
低未利用地の解消等により、3,350ha程度減少し、全体では43,930ha程度となります。
地域別では、東信地域は13,390ha、南信地域は7,760ha、中信地域は12,290ha、北信地域は10,490ha程度となります。

ク 市街地

人口の減少、拡散型から集約型都市構造への転換を図るものの、1,590ha 程度増加し、全体では 19,290ha 程度となります。

地域別では、東信地域は 2,690ha、南信地域は 4,380ha、中信地域は 5,070ha、北信地域は 7,150ha 程度となります。

(第 2 表)

地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

利用区分	平成 16 年 (基準年次)					平成 29 年 (目標年次)				
	東信	南信	中信	北信	計	東信	南信	中信	北信	計
農用地	30,530	28,540	30,140	28,710	117,920	29,080	26,630	29,150	26,890	111,750
農地	28,550	28,090	29,250	28,250	114,140	27,280	26,220	28,330	26,470	108,300
採草放牧地	1,980	450	890	460	3,780	1,800	410	820	420	3,450
森林	175,070	322,200	379,320	178,440	1,055,030	175,150	322,340	379,490	178,520	1,055,500
原野	120	300	690	2,730	3,840	140	330	750	2,970	4,190
水面・河川・水路	7,940	11,100	13,580	7,210	39,830	7,920	11,040	13,520	7,180	39,660
道路	9,260	12,330	10,450	9,840	41,880	10,260	13,360	11,290	10,910	45,820
宅地	12,880	12,060	12,610	12,870	50,420	14,690	13,270	13,520	13,870	55,350
住宅地	7,030	7,950	7,790	7,850	30,620	8,030	8,820	8,390	8,150	33,390
工業用地	680	730	1,020	460	2,890	680	730	1,030	460	2,900
その他の宅地	5,170	3,380	3,800	4,560	16,910	5,980	3,720	4,100	5,260	19,060
その他	14,830	8,200	13,220	11,030	47,280	13,390	7,760	12,290	10,490	43,930
合計	250,630	394,730	460,010	250,830	1,356,200	250,630	394,730	460,010	250,830	1,356,200
市街地	2,640	4,370	4,360	6,330	17,700	2,690	4,380	5,070	7,150	19,290

(注) 1 道路は、一般道路、農道、林道である。

2 平成 16 年欄は、旧山口村の越県合併(平成 17 年 2 月)による減少と県境の境界確定(平成 17 年 1 月)による増加面積を考慮した後のものである。

3 市街地は人口集中地区であり、再掲数値である。平成 16 年欄の市街地の面積は、平成 17 年の国勢調査の面積である。

第 3 第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。これらの措置については、特に、「低未利用地の有効利用」「環境に配慮した県土利用」「県土の県民的経営」を主要な視点として実施する必要があります。

1 公共の福祉の優先

土地利用については、地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に配慮するとともに、公共の福祉を優先します。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法やこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を行います。

また、全国計画、県計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の影響の広域性を踏まえ、必要に応じて、地方公共団体等関係行政機関相互の適切な調整を図りながら、計画的な土地利用を推進します。

こうしたことを通じ、県土利用の総合的・広域的なマネジメントを行い、適正な土地利用の確保を図ります。

3 地域整備施策の推進

地域の個性、多様性や住民の意向を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ります。

また、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進します。

その際、事業計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面等について総合的に配慮します。

4 県土の保全と安全性の確保

(1) 本県の自然条件に対応した防災・減災対策

本県の地形、地質、気象等の自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震、火山噴火、雪崩等による災害防止のための施設整備を推進するとともに、適正な土地利用への誘導等を図ります。

(2) 総合的な治水対策

流域の保水・遊水機能を確保するための施設整備や土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進します。

(3) 森林の適正な管理

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位として、保安林における治山整備や地域住民等との連携による森林整備等災害に強い森林づくりを進めます。

(4) 安全性の向上

市街地の安全性を高めるため、地域防災拠点の整備、コンピュータシステム等の諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機能の強化を図ります。

5 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 多様な自然環境の保全

ア 地域特性に応じて、次のように本県の多様な自然環境の保全を図ります。

(ア) 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により、保全を図ります。

(イ) 在来の野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により、適正な保全を図ります。

(ウ) 里地里山にみられるような人の手が入ることによって維持される自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて利用と保全が調和した自然環境の維持・形成を図ります。

(エ) 自然が減少した地域については、自然の再生により、質的向上・量的確保を図ります。

イ 上記(ア)から(エ)のいずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成や外来生物の侵入防止に配慮します。

ウ 在来の野生動物の生息環境を保全する一方、野生鳥獣被害対策を推進し、被害の防止を図ります。

エ それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保します。

(2) 低炭素社会の形成

ア 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の形成を図るため、過度に車に依存した生活スタイルを見直すなど環境と調和した交通体系の形成や住宅・建築物の省エネルギー対策、市街地の緑化によるヒートアイランド対策等に取り組み、環境負荷の少ない適切な土地利用を図ります。

イ 二酸化炭素吸収源となる森林や都市等の緑地の適切な保全・整備を図ります。

(3) 上流水源県としての健全な水循環の確保

ア 水源地域の保全、森林の水源のかん養機能の発揮、農用地の適切な維持管理、水辺地や水生生物の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、雨水の地下浸透、土壌汚染の防止等による地下水の水質保全等を促進する土地利用を進め、上流水源県としての健全な水循環の構築を図ります。

イ 特に、湖沼等の流域においては、水質保全のため、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷の削減対策、降雨による排水路等からの流出水対策、緑地の保全その他自然環境の保全を図ります。

(4) 快適で質の高い生活環境の創造

ア 公園緑地、下水道等の環境の質を高める社会資本の整備を推進するとともに、身近な水辺や森をうるおいとやすらぎのある快適な空間として積極的に形成します。

イ 住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

ウ 騒音の著しい交通施設等の周辺において、植樹帯の設置等の周辺対策を進めます。

エ 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、良好な街並み景観や緑地・水辺景観、農山村景観等本県の自然と歴史が織りなす美しい景観の保全・育成を図ります。

(5) 資源循環型社会の形成

資源循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3R及び適正処理の一層の推進を図るとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復を図ります。

(6) 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度については、大規模開発等を行う事業者が十分な環境保全対策を行うよう、適切な運用を図ります。

また、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進します。

6 土地利用転換の適正化

- (1) 土地利用の転換

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行います。

特に、農用地や森林等の自然的土地利用からの転換は、計画的かつ慎重に行います。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。
- (2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業や景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。

また、既成市街地等の低未利用地の有効利用を優先した上で、無秩序な転用を抑制します。
- (3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等の森林の持つ多面的機能の維持を図ります。

また、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。
- (4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を行うとともに、市町村の基本構想等、地域づくりの計画との整合を図ります。
- (5) 混在地における土地利用転換

農地と宅地の混在が進行する地域において、土地利用の転換を行う場合には、混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地の土地利用の調和を図ります。

7 土地の有効利用の促進

- (1) 農用地

ア 「所有」から「利用」の促進をより重視する国の農地制度改革の方向に沿い、農用地の面的集積や担い手の確保・拡大、耕作放棄地対策を着実に進めます。

イ この県計画をはじめ農業以外の土地利用計画との調整を図るなど、農業振興地域整備計画の適正な運用により、優良農用地を維持・確保します。

ウ 生活・生産基盤整備の計画的な推進と、地域農業を担う意欲的な農業者への農用地の利用集積を図ります。

エ 農用地は食料生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動が行われることを通じて多面的機能を発揮することから、農業者をはじめ、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体による農業への直接的・間接的な参加により、限りある農用地の有効利用と適正な管理を促進します。

オ 新技術の導入による省力化・低コスト化、市場価値の高いオリジナル品種の生産拡大、食の安全と消費者の信頼の確保に応える農産物の安定供給体制の確立に加え、食育・地産地消の推進や農業・農村ビジネスの創造により、農産物の高付加価値化を促進するとともに、環境と調和した農業生産活動を推進します。
- (2) 森林

ア 林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等の多面的機能が高度に発揮されるよう、地域森林計画等に基づき、間伐等による森林整備と保全を計画的に推進します。その際、針葉樹や広葉樹が適度に交じり合った森林や、高さ・林齢の異なる木が交じり合った森林等、地域特性に応じた多様な森林づくりを行います。

イ 林業を担う人材の育成・確保、林道、生産・加工・流通体制の整備等により、林業・木材産業の経営体制強化を図り、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

ウ 県産材を活用した住宅等の普及や木造公共施設の建設を促進し、県産材の需要の拡大を図ります。また、ペレットストーブ・ボイラーの導入等により、木質バイオマスの利用を促進します。

エ 森林セラピー基地等の癒しの場や美しい景観、自然とのふれあい、レクリエーション活動や教育・文化的利用の場としてのニーズに対応できる森林や利用施設の整備を進め、観光利用も含めた森林の総合的な利用を図ります。

オ 植樹、間伐等の森林づくりへの直接的参加や寄付等の間接的参加により、森林整備について県民、下流域の住民、企業、NPO等の多様な主体の参加を促進します。

(3) 水面・河川・水路

治水や利水の機能発揮を図りつつ、在来の野生動植物の多様な生息・生育環境を保全する自然のうるおい豊かな水面・河川・水路づくりと、親水性やオープンスペース等の多様な機能に配慮した水辺環境整備を推進し、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路

ア 安全性・快適性・防災機能の向上等のため、道路改良、歩道等の交通安全施設の整備、道路情報の高度化、道の駅の整備、植樹帯の設置、電線類の地中化等を推進するとともに、良好な道路景観の育成、道路空間の有効利用を図ります。

イ 高規格幹線道路と地域高規格道路の整備をはじめ、高速交通網へのアクセス道路から生活関連道路、農道、林道に至るまでの地域道路網の体系的な整備を推進します。

(5) 住宅地

ア 長期的な需給見通しに基づいて、量より質の向上を重視した適正な住宅地の供給を図ります。

イ 良好な居住環境の形成を図るため、公園緑地、下水道等の整備、土地区画整理を促進します。

ウ 既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入、住宅の長寿命化、耐震性の向上等による住宅地の持続的な利用を促進します。

また、都市においては、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用を図ります。

エ 中山間地域においては、定住人口の確保を図るため、地域の実情に応じ、公的を中心として、良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

(6) 工業用地

本県の持つ潜在力を生かした、競争力あるものづくり産業の構築に向け、地域の産業集積を計画的に進める上で必要な工業用地の確保を図ります。また、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進します。

これらを行うに当たっては、環境負荷の低減と地域社会との調和や、既存の工業用地の有効利用を図ります。

(7) その他の宅地

市街地再開発等の面的整備、大規模集客施設の適正立地、地域・商店街・個店・住民等の多様な主体の創意工夫により、賑わいの創出を図ります。

(8) 低未利用地

ア 都市及びその周辺地域の低未利用地については、再開発用地としての利用を図るほか、新たな宅地や公園緑地、工業用地等の需要がある場合には優先的に活用するとともに、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて有効利用を図ります。

イ 耕作放棄地については、その解消に向け、農地法をはじめとする諸制度や手続により、その実態を的確に把握するとともに、農用地として活用できるものについては、生産のための基盤整備や農業の担い手への利用集積の促進等により、農用地として有効活用を図ります。

また、農用地としての活用が困難なものについては、森林や宅地等へ計画的に転換するなど、有効利用を図ります。

(9) 有効な土地利用への誘導

土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導します。また、定期借地権制度等を活用します。

8 県土の県民的経営の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして県土の管理に参加することは、県土管理の水準の向上だけでなく、地域への愛着を深める契機や地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起等適切な県土の利用のための効果が期待されます。

そのため、土地所有者はもとより、これまで公的な役割を担ってきた国、県、市町村に加え、新たな公共の担い手としての地域住民、企業、他地域の住民等多様な主体が、農用地や森林の保全活動への参加、緑化活動への寄付等の様々な方法により、県土の適切な管理へ参画していく「県土の県民的経営」の取組を推進します。

9 県土に関する調査研究の推進と成果の普及啓発

国土利用の高度化に役立つ国土調査、自然環境の保全に関する総合的な調査研究等の推進と、その成果の普及と啓発を図ります。

また、高齢化や不在村化の進行により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進します。

10 各種指標の活用

持続可能な県土管理のため、計画の推進に当たっては、各種指標の活用を図ります。

10 第五次国土利用計画（全国計画）

はじめに

国土利用計画は、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。既に地方圏を中心に、人口減少や土地の利用価値の低減等に伴う国土管理水準の低下が地域の大きな課題となっており、今後は、人口減少下における国土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割となる。

その際、本計画が示す全国的な方針とともに、地域がそれぞれの自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していくことが重要である。

また、国土利用計画は、国土形成計画と相まってその目標を達成するとされていることから、本計画は、安全で豊かな国土を形成するという国土づくりの目標を国土形成計画と共有しつつ、その達成手段として、長期的な観点から豊かさを維持する経済社会の持続可能性にも重点を置いている。資源とエネルギーの多くを海外に依存している我が国において、自然環境と共生しつつ国土資源を持続的に利活用していくことは、持続可能な経済社会の構築に不可欠である。また、国土の安全性を高め、自然災害による被害を軽減することは持続可能な経済社会の基本である。このため、本計画では、これらを実現する国土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、持続可能な国土を形成することを国土利用の重要な役割の一つとしている。

国土利用をめぐる状況が大きく変化中、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、国土を適正に利用するための総合的な計画としての国土利用計画の位置づけは引き続き重要である。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

現在、我が国は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。大都市圏等では、今後も人口増加や新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って国土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の国土利用においては、本格的な人口減少社会における国土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

さらに、我が国は、災害リスクの高い35%の地域に人口の70%以上が集中するなど、国土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など国土利用面における安全・安心に対する国民の意識が高まりを見せている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な国土利用を実現することも重要となる。

イ 本計画が取り組むべき課題

国土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。

(ア) 人口減少による国土管理水準等の低下

我が国の総人口は平成20年にピークを迎えた後に減少を始め、今後少なくとも数十年

にわたり人口減少が継続すると見込まれる。また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

人口動態の変化は、国土の利用にも大きな影響を与える。既に人口減少等が進展している地方都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。

国土管理水準の低下や都市化の進展などの国土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村での地籍整備が特に遅れているなど、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市へ人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、国土の適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し国民が豊かさを実感できる国土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

(イ) 自然環境と美しい景観等の悪化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する国土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く国土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や国土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する我が国において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。

(ウ) 災害に対して脆弱な国土

我が国は、沖積平野など災害リスクの高い地域に人口と資産が集中しており、国土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、国土利用の根本的な課題を国民に強く意識させた。今後も、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で予想されているなど、

全国各地で強い地震が発生する可能性がある。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

さらには、近年頻発している火山災害により、我が国が世界有数の火山国であることの危険性と対策の必要性も改めて認識された。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する国土利用への転換が急務となっている。

また、都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっている。農山漁村においても、国土管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、国土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる国土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

ウ 国土利用の基本方針

イで示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

また、人口減少社会において、このような国土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

(ア) 適切な国土管理を実現する国土利用

適切な国土管理を実現する国土利用については、地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討するこ

(イ) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、国民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、国土を形づくり、国民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する国土利用を進める。

(ウ) 安全・安心を実現する国土利用

安全・安心を実現する国土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものであるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全部管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから国土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて国土利用の面からも国土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな国土を構築する。

(エ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、国土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

国土の適切な管理は、国土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択するよう努める。

(オ) 多様な主体による国土の国民的経営

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上の実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、国土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、国土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な国土の恵みを受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、国民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う国民の参加による国土管理（国土の国民的経営）を進めていくことが、一層、重要となる。

工 国土形成計画との連携

国土形成計画法に基づく国土形成計画(全国計画)は、人口減少・高齢化、巨大災害の切迫、グローバル化の進展等の中でも、経済成長を続け、国民が安全で豊かさを実感でき、国際社会の中でも存在感を発揮できる国を目指すこととしている。このため、国土の基本構想として、地域間におけるヒト、モノ、カネ、情報の活発な動きである「対流」を促進する「対流促進型国土」の形成を国土づくりの目標とし、重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の形成や東京一極集中の是正、地域の特性に即した取組を進めていくこととしている。このような国土の形成は、本計画により推進される「安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」と相まってその効果を十分に発揮する。

オ 今後の国土利用に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況等を十分に踏まえる必要がある。

カ 東日本大震災の被災地(原子力災害に起因する避難指示区域を含む)における土地利用については、被災地の復興・再生の状況を踏まえ、検討を行う必要がある。

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

国土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の国土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の国土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

地方都市や大都市の郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、地方圏の都市のみならず、今後は大都市圏においても郊外を中心に大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

一方、大都市等においては、国際競争力強化の観点から、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び国内外との良好なアクセス交通の確保を図る。同時に、うるおいのある都市空間の形成や熱環境改善等の観点から緑地・水面等の自然環境を確保、改善する。

都市防災については、大都市、地方都市を問わず、地震等に対して延焼危険性や避難困難

性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地下空間が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・国土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効である。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な国土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような国土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

利用区分別の国土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

ア 農地

農地は国民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて国土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通り耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点

からも、計画的な保全と利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にともなう生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合

もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

ケ その他（公用・公共用施設の用地）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

コ その他（低・未利用地）

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

サ その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、国土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は平成 24 年とし、目標年次は、平成 37 年とする。

イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 37 年において、それぞれおよそ 1 億 2,070 万人、およそ 5,200 万世帯と想定する。

ウ 国土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 国土の利用の基本構想に基づく平成 37 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万 ha, %)

	平成 24 年	平成 37 年	構 成 比	
			24 年	37 年
農 地	455	440	12.0	11.6
森 林	2,506	2,510	66.3	66.4
原 野 等	34	34	0.9	0.9
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6
道 路	137	142	3.6	3.8
宅 地	190	190	5.0	5.0
住宅地	116	116	3.1	3.1
工業用地	15	15	0.4	0.4
その他の宅地	59	59	1.6	1.6
そ の 他	324	329	8.6	8.7
合 計	3,780	3,780	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市街地)	127	121	-	-

- 注 (1) 平成 24 年の地目別区分は、国土交通省調べによる。
 (2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
 (3) 平成 24 年欄の人口集中地区面積は、平成 22 年の国勢調査による面積である。

(2) 地域別の概要

- ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。
- イ 地域の区分は、三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫及び奈良の 11 都府県をいう。）及び地方圏（三大都市圏以外の 36 道県をいう。）とする。
- (注) 地域の区分については、三大都市圏は、東京都区部、名古屋市及び大阪市・京都市・神戸市を中心とする圏域の広がりとの関連でとらえることのできる土地利用の動向等を考慮して、都道府県を単位として区分した。地方圏は、それ以外の道県とした。
- ウ 計画の目標年次、基準年次、国土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1) に準ずるものとする。平成 37 年における三大都市圏の人口はおよそ 6,400 万人程度、地方圏の人口はおよそ 5,700 万人程度を前提とする。
- エ 平成 37 年における国土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。
- (ア) 農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、国内の農業生産力の維持強化を図ることとし、三大都市圏においては 56 万 ha、地方圏においては 384 万 ha 程度となる。
- (イ) 森林については、適切な整備及び保全を図ることとし、三大都市圏においては 316 万 ha、地方圏においては 2,194 万 ha 程度となる。
- (ウ) 原野等については、地方圏において 33 万 ha 程度となる。
- (エ) 水面・河川・水路については、三大都市圏において 19 万 ha、地方圏において 116 万 ha 程度となる。
- (オ) 道路については、三大都市圏において 29 万 ha、地方圏において 113 万 ha 程度となる。
- (カ) 宅地のうち、住宅地は、我が国の世帯数の伸びが計画期間中に減少に転じること、中古住宅や空き家の利活用が進むことを想定し、三大都市圏において 40 万 ha、地方圏において 76 万 ha 程度となる。
 工業用地については、三大都市圏において 5 万 ha、地方圏において 10 万 ha 程度となる。
 その他の宅地については、三大都市圏において 18 万 ha、地方圏において 41 万 ha 程度となる。
- (キ) その他については、三大都市圏において 56 万 ha、地方圏において 273 万 ha 程度となる。
- (ク) 人口集中地区（市街地）の面積については、人口減少となるものの人口密度は一定程度保たれると想定することから、三大都市圏において 64 万 ha、地方圏において 57 万 ha 程度と

なる。
 (ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

(単位: 万ha)

利用区分	全国			三大都市圏			地方圏		
	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)
農地	455	440	▲ 15	58	56	▲ 2	397	384	▲ 13
森林	2,506	2,510	4	316	316	0	2,190	2,194	4
原野等	34	34	0	1	1	0	33	33	0
水面・河川・水路	134	135	1	19	19	0	115	116	1
道路	137	142	5	28	29	1	109	113	4
宅地	190	190	0	63	63	0	127	127	0
住宅地	116	116	0	40	40	0	76	76	0
工業用地	15	15	0	5	5	0	10	10	0
その他の宅	59	59	0	18	18	0	41	41	0
その他	324	329	5	54	56	2	270	273	3
合計	3,780	3,780	0	539	540	1	3,241	3,240	▲ 1
市街地	127	121	▲ 6	65	64	▲ 1	62	57	▲ 5

注: 三大都市圏(埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫及び奈良の11都府県をいう。)

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、国、地方公共団体などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

これらの取組を支援するため、国は地域の土地利用のあり方の検討に資する基礎的情報等を提供する。

(2) 国土の保全と安全性の確保

ア 国土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐な

どの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の高危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

- ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、日本海側と太平洋側との連携を進めること等により、国土レベルでの多重性・代替性を確保する。
- エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進める。

(3) 持続可能な国土の管理

- ア 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。
- イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。
- ウ 持続可能な森林管理のため、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。
- エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。
- オ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。
- カ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
- イ 国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。
- ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた全国、広域圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機

的に形づくることにより、国土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

- エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。
- オ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。
- カ 国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。
- キ 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。
- ク ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。

- ケ 国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による国民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。
- コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

(5) 土地の有効利用の促進

- ア 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。
- イ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。
- ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。
- エ 都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

(6) 土地利用転換の適正化

- ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の

変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

(7) 国土に関する調査の推進

国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等国土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第6次国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する国土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

さらに、国民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用をとりまく状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(9) 国土の国民的経営の推進

国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する「国土の国民的経営」の取組を推進する。

おわりに

本計画では、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。

また、人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や国土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定される。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。

第五次国土利用計画（長野県計画）

平成 28 年（2016 年）9 月

編集・発行 長野県企画振興部地域振興課
〒380-8570 長野県長野市大字幅下 692-2
電 話 026-235-7025（直通）
026-232-0111（代表）（内線 3792）
URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/>
E-mail tochi@pref.nagano.lg.jp
